



第2次神崎市環境基本計画

令和3年6月

神 崎 市



第2次神崎市環境基本計画の策定にあたって

神崎市は、背振山から佐賀平野へ貫流する城原川などの豊かな自然と、吉野ヶ里歴史公園、九年庵、長崎街道、クリークなどの旧石器時代から近代にいたるまでの歴史的資源が共存する恵まれたまちです。

本市では、神崎市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成22年に「環境基本計画」を策定し、長期的な指針のもとに環境に関する行政施策に取り組んできました。

一方、世界に目を向けると、この10年ほどの間に国連では2015年に「持続可能な開発目標」が採択されるなど、環境に関する世界的な動向もめまぐるしく変化しています。

このような中で第2次神崎市環境基本計画を策定するにあたり、これまでの取り組みを柔軟に変化させながら環境に関する各種施策を推進し、環境分野から本市の将来像である「幸せつなごうかんざき～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～」を目指すとともに、持続可能な開発目標の達成にも貢献していきます。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました環境委員会委員をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民・事業者・小学生の皆様に心からお礼と感謝を申し上げます。

2021年6月

神崎市長 松 本 茂 幸



目 次

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の対象期間	1
4 計画の対象区域	2
5 計画の位置づけ	2
6 市の概要	3

第2章 計画策定の背景

1 世界・国・県などの環境に関する動向	6
パリ協定とは	7
SDGs（エスディージーズ）とは	7

第3章 計画の目標

1 望ましい環境像	11
2 計画実現の主体と役割	12
3 環境目標と体系	13

第4章 基本目標達成のための基本施策と施策の方向性

1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～	16
2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～	21
3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～	30
4 資源循環 ～資源を大切にするまち～	37
5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～	46

資料編

1 アンケート調査結果	
市民アンケート	51
事業者アンケート	61
小学生アンケート	71
2 神崎市環境基本条例	74
3 神崎市環境委員会名簿	77
4 市民意見提出手続き(パブリックコメント)の概要	78
5 計画策定の経過	78

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成21年9月に「神崎市環境基本条例（以下この章において条例という。）」を制定し、この条例に基づき「第1次神崎市環境基本計画」を策定しました。

第1次神崎市環境基本計画の計画期間10年間では、東日本大震災を契機としたエネルギー問題、外来生物の侵入や有害鳥獣被害の拡大、地球温暖化に伴う集中豪雨や猛暑日の増加、微細なプラスチックごみによる海洋汚染など、様々な環境問題が進行しています。

また、世界においては、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ P.7～10 参照）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」や、気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択など、国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

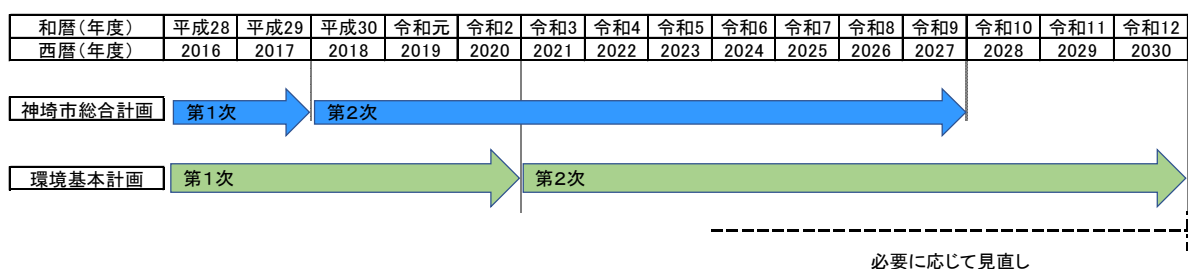
このような状況を踏まえ、神崎市環境基本計画の計画期間経過に伴う新たな第2次神崎市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、本市の環境施策の基本的な方向性を掲げる本計画を、行政・市民・事業者の協働・連携により、地域一体となった環境保全活動を通じて、第2次神崎市総合計画に示されている“幸せつなごう かんざき”の実現とともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

2 計画策定の目的

環境の保全、創造及び再生（以下「環境保全等」という。）について、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、神崎市環境基本条例第10条に基づき、環境の保全等に関する基本的な計画として策定します。

3 計画の対象期間

計画の対象期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。ただし、神崎市総合計画の見直しや国内外の環境問題、環境政策の動向を踏まえ、必要に応じて見直します。

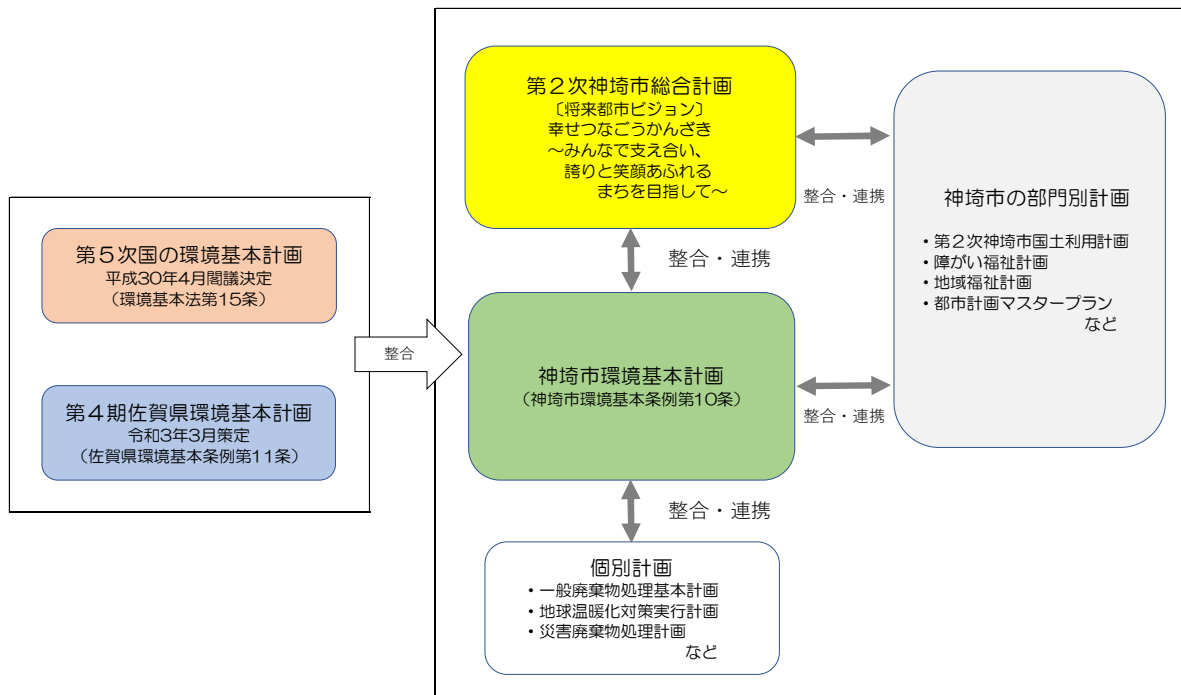


4 計画の対象区域

計画の対象地域は神崎市全域とし、河川海域など市域を越えた問題については、広域的に対応します。

5 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境の保全、創造及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画であり、市のまちづくりの方向性を示す指針である「第2次神崎市総合計画」の環境部門の具体的計画として位置づけられます。



「第2次神崎市総合計画」で掲げた、環境に関する「基本方針」「基本施策」及び「取り組み方針」

○基本方針⑥:豊かな自然を保護、活用する

○基本施策(1):環境共生・資源循環の推進

○取り組み方針

- ・地球温暖化対策実行計画や災害廃棄物処理計画、一般廃棄物基本計画の策定を行い、これらの計画に基づき取り組みを進めます。
- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動に取組み、ごみ減量化、再資源化を推進します。
- ・地球温暖化対策及びエネルギー問題への対応のため、本市の資源を活かした再生可能エネルギーの導入や間伐材等を利用したバイオマスの事業展開を図るとともに、公共施設における使用エネルギーの抑制やグリーン購入※を推進します。
- ・クリーン作戦をはじめとする環境美化活動の推進に加え、市民意識の向上を図るため、環境教育、啓発活動、市民や事業所の環境配慮活動への支援等を行います。

6 市の概要 （出典：第2次神崎市総合計画）

（1）位置・地勢

本市は、佐賀県東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町に、北は脊振山地を隔てて福岡県福岡市に、南は一級河川である筑後川を挟んで福岡県久留米市・大川市に、西は県都佐賀市にそれぞれ隣接しています。

また、気候は比較的温暖多雨ですが、冬季には山間部の路面凍結や積雪を見るなど、地域によっては四季の変化をはっきり感じとることができます。

市の面積は 125.13 km²を有し、地形については、市北部は筑後川水系の城原川・田手川の源流部をなす脊振山を最高峰とする山間地域、市南部はこれらの河川が潤す肥沃な佐賀平野からなる穀倉地帯となっています。

（2）都市構造

①交通基盤

本市のほぼ中央を JR 長崎本線と国道 34 号が東西に横断し、その北側に長崎自動車道（高速道路）と県道 31 号（佐賀川久保鳥栖線）が並走しています。また、これらと交差して、北部の国道 263 号につながる県道 21 号（三瀬神埼線）や県道 46 号（中原三瀬線）、51 号（佐賀脊振線）、南部の国道 264 号とを結ぶ国道 385 号や県道 48 号（佐賀外環状線）などが走り、特に国道 385 号は、福岡都市圏への入り口として期待されます。

このように神崎市は、佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで 20 km 圏内であり、また、福岡都市圏や福岡空港へも短時間でアクセスできる、交通利便性に優れた位置関係にあるといえます。

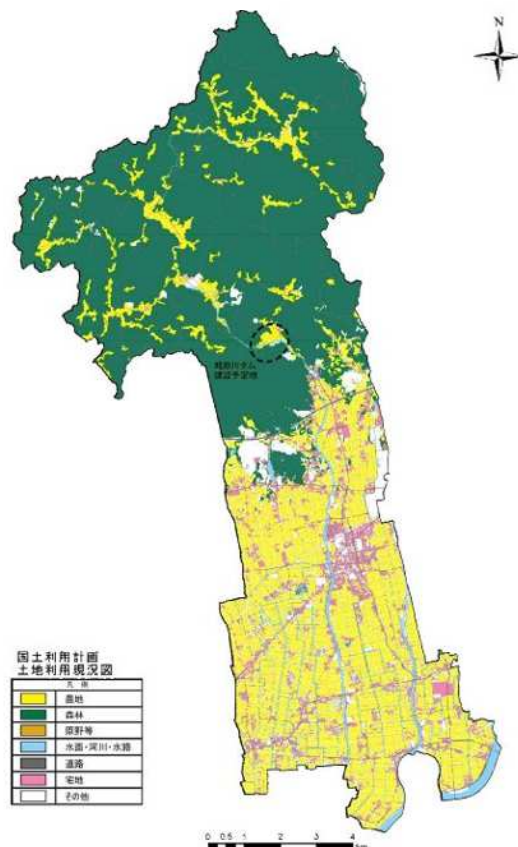
■土地利用現況図

②土地利用特性

市北部に位置する脊振地域は、豊かな自然環境を活かし、自然に親しむ憩いの場としての機能を有しています。

市中央部に位置する神埼地域は、都市機能が集積し、中心市街地を形成しています。

市南部に位置する千代田地域は、水田とクリークが広がる農業主体のエリアですが、工業団地等への企業進出による工業生産エリアとしての一面も持っています。



(3) 人口の特性

①人口・世帯

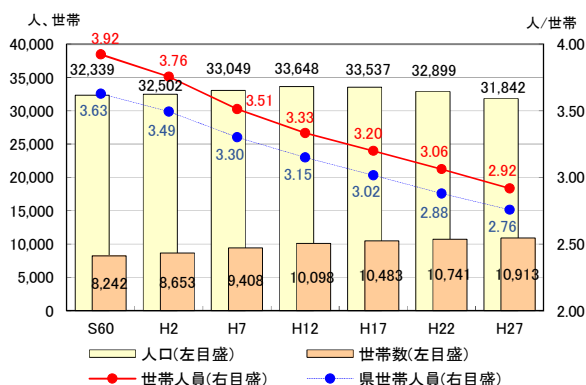
2015（平成 27）年の国勢調査によると、本市の人口は 31,842 人で、2010（平成 22）年からは 1,000 人を超える減少となりました。2000（平成 12）年まで続いた人口増加も 2005（平成 17）年に減少に転じました。

世帯数は 10,913 世帯で、2010（平成 22）年から 172 世帯増加しました。世帯数は、これまで増加傾向が続いていますが、増加幅は小さくなっています。

世帯あたり人員は 2.92 人/世帯と、県平均より高い値を推移していますが、年々縮小しています。

人口減少が進む一方で世帯数は増加していることと、世帯あたり人員は減少していることから、核家族化とその縮小の傾向がみられます。

■人口・世帯数の推移

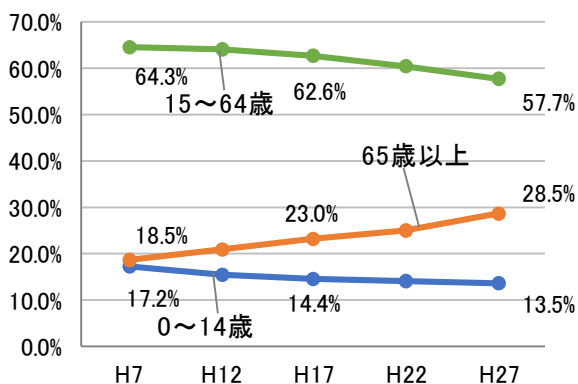


②年齢構成

本市の年齢構成は、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少傾向であるのに対して、65 歳以上の高齢人口割合が増加する傾向にあります。

高齢化率は 1995（平成 7）年の 18.5% から 2015（平成 27）年には 28.5% と 10 ポイント上昇しています。

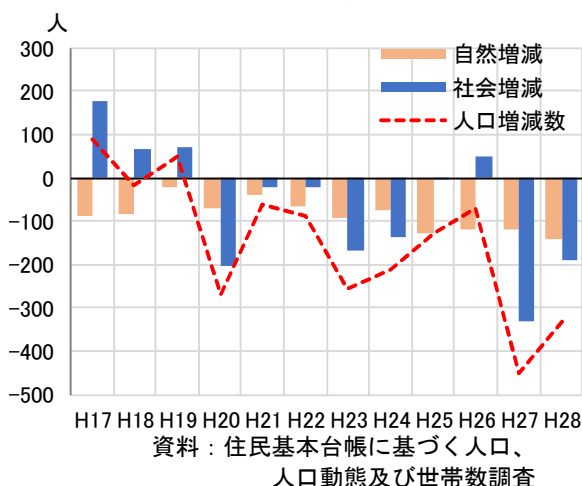
■年齢 3 区分別人口割合の推移



③人口動態

本市の人口動態は、近年減少が続いており、その内訳を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減が徐々に拡大傾向にあります。

また、転出者が転入者を上回る社会減となる年次が多くなっています。



④神埼市の人口目標

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とします。)の将来推計人口(2013(平成 25)年推計)によると、本市の人口は今後も減少を続け、今回の総合計画の目標年次である 2027 年には約 29,600 人と 30,000 人を割り、高齢化率も 33.6%になると予測されています。

一方、2015(平成 27)年に策定した「神埼市人口ビジョン」では、下記の 2 つの仮定のもとに、概ね 45 年後の 2060 年の社人研予測値約 20,700 人に対して、市独自推計値として約 24,900 人を目標人口としています。

- 仮定① 合計特殊出生率について、2020 年までに 1.72、2030 年までに 1.80、2040 年までに 2.07 に上昇したのちこれを維持
- 仮定② 人口移動の純移動率について、2020 年までは社人研の人口推計と同じ値とし、2020 年から 2030 年までにゼロに収束

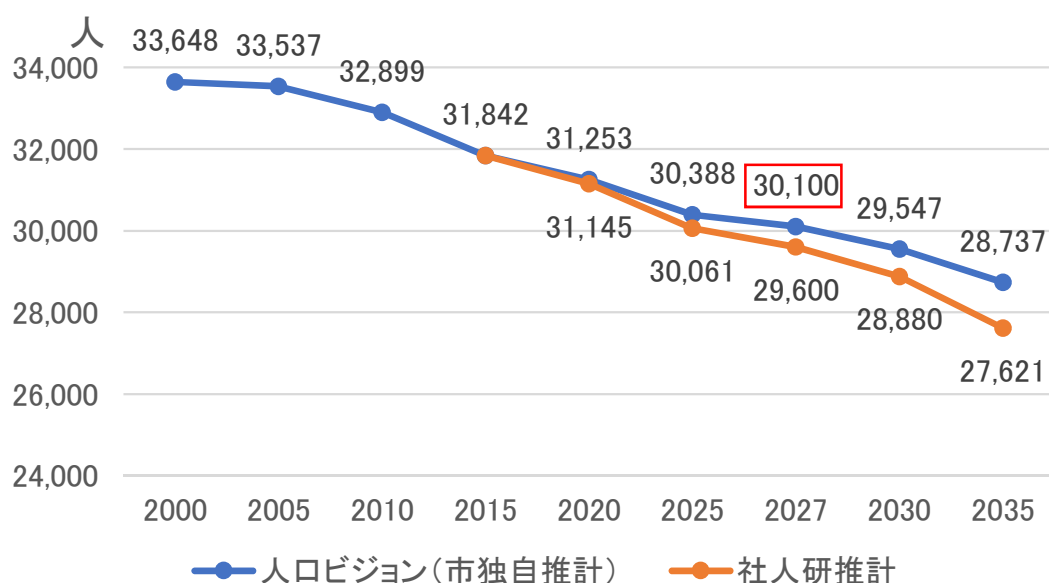
「第 2 次神埼市総合計画」の人口フレームは、この市独自推計値を用い、総合計画の目標年次である 2027 年について算定すると概ね 30,100 人となり、これを目標人口として設定しています。

■神埼市の将来人口推計

区分		2015年 国勢調査	2018年 基準年	2027年 目標年	2030年 参考(人口ビジョン)
総人口		31,842 人	31,500 人	30,100 人	29,547 人
年齢 階層別 割合	0～14歳	14%	13%	13%	13%
	15～64歳	58%	56%	54%	54%
	65歳以上	29%	30%	33%	33%

※基準年の値は、平成 27(2015)年国勢調査値と 2020 年人口ビジョン推計値の中間値の概数

※目標年の値は、2025 年、2030 年人口ビジョン推計値の中間値の概数



第2章 計画策定の背景

1 世界・国・県などの環境に関する動向

①世界の環境に関する情勢

2015年には地球規模の環境の危機を反映し、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされました。

②国の取り組み

国では、平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

この計画では、『目指すべき社会』として「自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する『循環共生型の社会』が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるとされています。

なお、国は令和2年10月に、2050までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすると表明しており、「脱炭素社会」を目指すとされています。

③佐賀県の取り組み

佐賀県では、私たちが豊かな環境の恵沢を受け、それを将来の世代に引き継いでいくため、平成9年に「佐賀県環境基本条例」を制定しています。

この条例に基づき地球温暖化問題に対応されるとともに、「第4期佐賀県環境基本計画」を令和3年3月に策定され、豊かな佐賀の環境、文化を守り次の世代へ繋げていきたいという思いを込め、施策を展開されています。

〇県の取り組み

- 1 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議の設置
- 2 佐賀県の環境分野における個別計画等の策定
 - ・地方公共団体実行計画
 - ・地球温暖化防止地域計画
 - ・地域気候変動適応計画
 - ・再生可能エネルギー利用等の研究開発等の促進に関する基本的な計画
 - ・生物多様性地域戦略
 - ・地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画
 - ・佐賀県廃棄物処理計画

2 パリ協定とは

2015年12月12日にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）です。京都議定書の後継にあたります。

〈世界共通の長期目標〉

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- できる限り早い段階で世界全体の温室効果ガス排出量をピークアウト（現在を最大排出量とし、以降は減らす）させ、21世紀後半には、脱炭素社会の実現を目指して温室効果ガス排出量と森林等の吸収量とのバランスを取り、排出量実質ゼロを目指す。



COP24（2018年）パリ協定実施指針採択の様子
（外務省ホームページより）

3 SDGs（エスディージーズ）とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。

2015年9月に、国連本部で「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されました。このアジェンダで掲げられた国際社会共通の目標がSDGsです。

環境・社会・経済の3つの視点から、17のゴール（目標）と、ゴールに紐づけされた169のターゲット（標的）から構成されています。

SDGsは、開発途上国に限らず先進国を含む国際社会全体が、地球規模のパートナーシップ（協力関係）と平和の下で取り組む目標で、「経済、社会及び環境」が調和された形で達成するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標 (SDGs)



持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー（性差））	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ（道路、鉄道、上下水道などの公共的・公益的な設備）構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 ※イノベーション：モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会に革新や変革をもたらすこと。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGs ウェディングケーキモデル



ストックホルム・レジリエンス・センターのヨハン・ロックストローム氏らによって提唱された図。SDGsの17目標を「生物圏」、「社会圏」、「経済圏」の3層に分類し、各目標の関係性を総合的にとらえた図のことで、3層構造がウェディングケーキのように見えることから、こう呼ばれます。

「環境」の上に人間の「社会」や「経済」があり、土台である「地球環境」がなければ人間社会は成り立たないことを表現しています。

○上段「経済圏」

人や国に対する差別や偏見をなくし、人々が働きやすい環境を作ることによって国や世界の経済発展につながるとされています。

○中段「社会圏」

貧困や飢餓の解消、教育を受けること、雇用の確保など、人間が日常生活を営むために必要な社会環境が位置づけられています。

○下段「生物圏」

動植物が地球上で生きるために必要不可欠な要素である、海洋資源・陸上資源・気候変動などが位置づけられています。

頂点には17番目の目標「**パートナーシップ**（協力関係）で目標を達成しよう」が設定されています。

第3章 計画の目標

1 望ましい環境像(ビジョン)

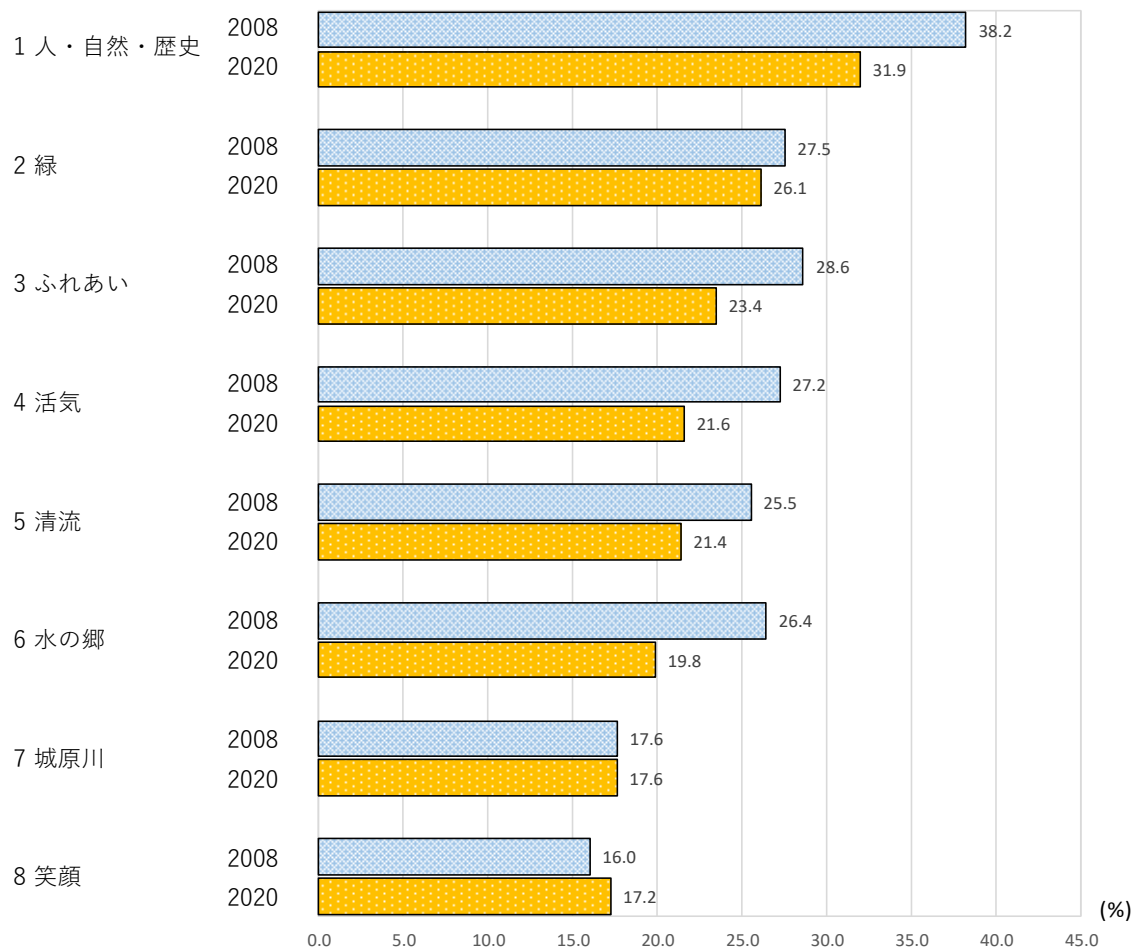
笑顔と豊かな自然があふれる 幸せつなぐまち かんざき

本計画の改定にあたり実施した市民アンケート調査結果によると、神埼市の将来目指すべき環境イメージとして、「自然・歴史・人」といった市が誇るべき資源の融合を連想させる言葉に、多くの賛同者が集まる結果となっています。

この結果は前回のアンケート調査と比べ、順位の変動はあるものの、上位8項目の入れ替わりはありませんでした。

また、第1次環境基本計画の環境像である「自然と歴史と人がふれあい育む、水と緑の活気あふれるまち、かんざき」は、第1次神埼市総合計画のビジョンであった「自然と歴史と人が輝く未来都市～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして～」と市民等アンケート結果を踏まえて決定されていました。

そのため、本計画では、第2次神埼市総合計画のビジョンである「幸せつなぐうかんざき～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～」を踏まえ、「笑顔と豊かな自然があふれる 幸せつなぐまち かんざき」を望ましい環境像とします。



(※グラフは回答率 15%以上の項目で作成)

資料：平成 20 年度・令和 2 年度 市民アンケート調査結果

2 計画実現の主体と役割

望ましい環境像の実現のためには、市民（市民団体を含む）、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働の仕組みを築き、実行することが大切です。

①市民の役割（市民団体を含む）

- ・日常生活を通じた環境負荷の認識
- ・地球環境を視野に入れた、環境にやさしいライフスタイルの確立、実践
- ・行政やCSO※ などが実践する環境活動への積極的参加、協力



②事業者の役割

- ・事業活動が環境に負荷を与えることの認識
- ・事業活動に伴う公害の発生・自然破壊の未然防止
- ・社会的責任に基づく環境に関する社会貢献活動への参加
- ・行政やCSO などが実施する環境活動への積極的な参加、協力



③行政の役割

- ・環境保全などに関する施策への総合的・計画的な取り組み
- ・市民、CSO、事業者に対しての環境保全などの普及啓発と情報提供
- ・市民、CSO、事業者の行う環境保全活動への積極的な支援
- ・環境に関する情報交換や国、県、近隣市町との連携



※CSO: Civil Society Organizations（市民社会組織）の略。

NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて「CSO」と呼ばれる。

3 環境目標と施策の体系

望ましい環境像「笑顔と豊かな自然があらわれる、幸せつなぐまち、かんざき」を実現するための、次の5つの基本目標を設定します。

また、目指す社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるというバックキャストिंगの考え方を意識し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け施策に取り組んでいきます。

1 地球環境 ～地球を思いやるまち～

省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入といった「緩和」の取り組み継続と併せて、気候変動への「適応」に関する取り組みを進めるなど、「地球を思いやるまち」を目指します。

2 自然環境 ～多様な自然のあるまち～

背振山や城原川に代表される豊かな自然環境を守り、それによりもたらされるさまざまな恩恵をいかすなど、「多様な自然のあるまち」を目指します。

3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

私たちが毎日の生活で出しているごみや汚水、事業活動によって出る産業廃棄物などが適正に処理され、大気・水・土壌などの私たちを取りまく環境が良好に保たれた「安心して健やかに暮らせるまち」を目指します。

4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

ごみの適切な分別の推進により「資源を大切にするまち」を目指します。

5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

神埼市の個性豊かな地域資源について学び、次の世代へ継承していく、「より良い環境を引きつぐまち」を目指します。

総合計画の基本方針から基本目標を実現するための施策の方向性までの体系を以下に示す。

施策の体系

基本目標

地球環境

～地球を思いやるまち～

自然環境

～多様な自然のあるまち～

生活・快適環境

～安心して健やかに暮らせるまち～

資源循環

～資源を大切にするまち～

環境教育・環境学習

～より良い環境を引きつぐまち～

望ましい環境像

笑顔と豊かな自然があふれる

幸せつなぐまち

かんざき

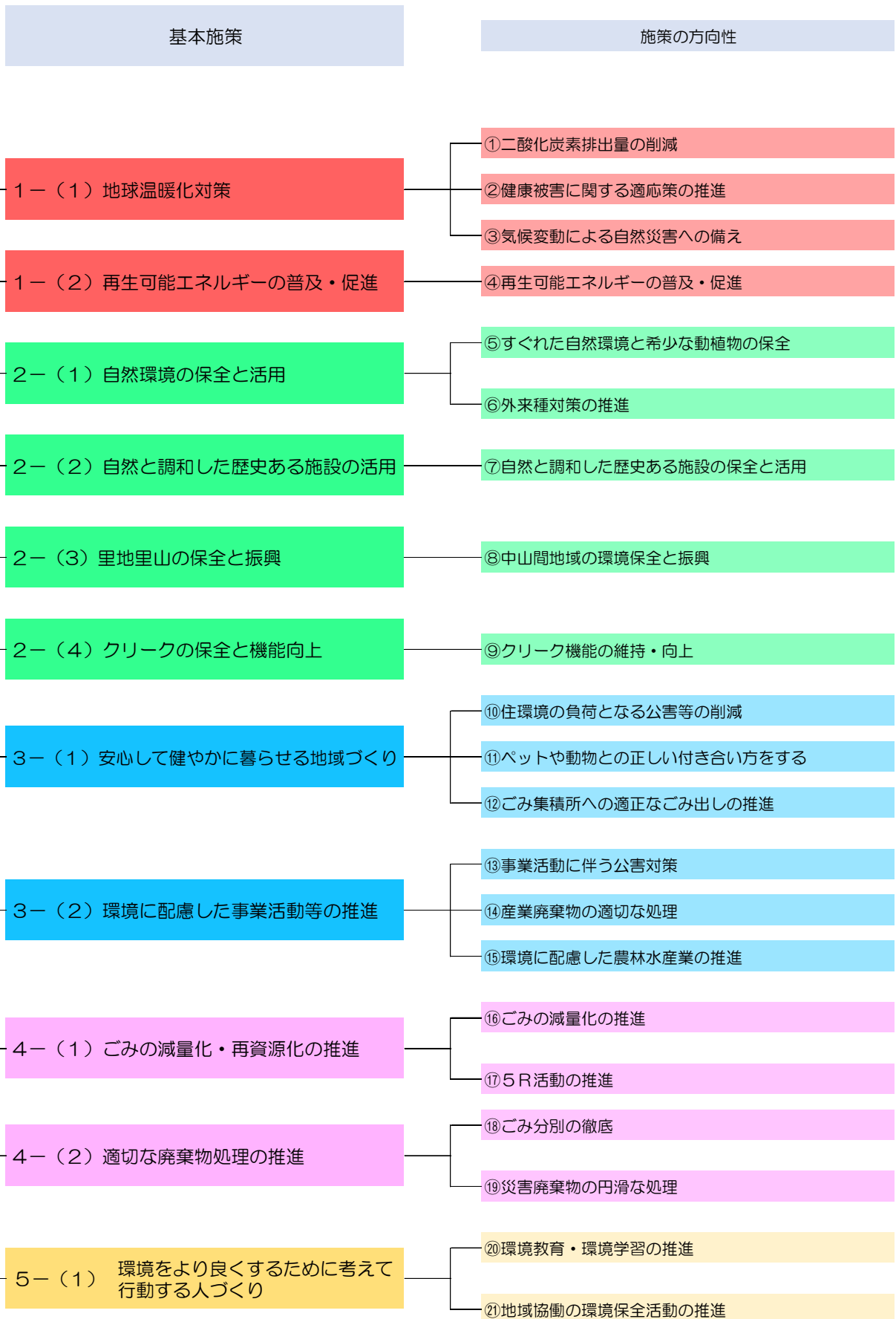
神崎市環境基本条例の目的

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

第2次神崎市総合計画まちづくりの基本方針

豊かな自然を保護、活用する

次ページ以降に各基本目標を達成するための具体的な基本施策及び方向性を記載します。



1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～

基本施策

地球温暖化対策

1-(1)

○現状と課題

私たちが暮らす地球は、人々の生活は経済的に豊かになっている反面、さまざまな種類の環境問題を引き起こしています。そのほとんどは私たち人間の経済活動と利便性を追求したことによる代償と言っても過言ではありません。

世界規模での環境問題は、状況が悪化することで私たち人類の生存すら脅かしかねない深刻な問題です。

地球規模での環境問題はたくさんの種類があり、そのすべてを解決するには一部の人たちだけの行動では解決できません。

2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」や「パリ協定」の採択など（P7～10参照）、国際的な合意を尊重し、環境問題を人類共通の課題としてそれぞれの地域や立場で改善に向けた取組を行っていく必要があります。

本市では地球温暖化防止に向けて、「神崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成30年（2018年）1月に策定し、再生可能エネルギーを利用した設備等を導入するなど、二酸化炭素排出量の削減を推進してきました。また、市民の環境に対する意識啓発を目的とした研修会等も開催してきました。

市民アンケートによると「テレビや照明はこまめにスイッチを切る」は84.3%、「ルームエアコン使用時の適正温度に心がける」は88.7%が「実施している」と回答しています。また事業者アンケートでも「照明は適正な時間帯・場所に限定する」を95.8%が「実施している」と回答しており、ほとんどの市民や事業者はエネルギーを大切にしている行動を実施していることが分かりました。

今後も省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入といった地球温暖化の進行を遅らせる「緩和」の取り組みを継続するとともに、健康管理や大規模災害に備えるなど気候変動への「適応」に関する取り組みを進めることも必要です。



環境研修会の様子



1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～

☆施策の方向性☆

①二酸化炭素排出量の削減

【市民の主な取り組み】

- ・近距離へは徒歩または自転車で移動します。
- ・移動する距離や人数に応じて、バスや電車、車の乗り合わせなどの交通手段を検討します。
- ・賢い選択「COOL CHOICE（クールチョイス）」を積極的に行い、家庭でのエアコンの適正使用による省エネ・節電に努めるとともに、家電製品を購入する際は省エネ家電を選ぶようにします。
- ・災害時においても安定的に電源確保等ができる住宅用エネルギー設備や蓄電池の導入に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・従業員に徒歩や自転車、公共交通機関での通勤を推奨します。
- ・オフィスや工場での省エネなど、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・クールビズ（夏場の軽装）や、冬場は過度な暖房に頼らず、室温 20℃を目安に様々な工夫をして冬を快適に過ごすウォームビズに取り組みます。
- ・工場、事業所等における、再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム※（廃熱回収利用システム）、自家発電設備等の導入に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・環境負荷の少ない設備導入や、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・賢い選択「COOL CHOICE」を積極的に展開し、クールビズやウォームビズ等を通して地球温暖化対策に取り組みます。
- ・神崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた温室効果ガスの削減目標達成に向け、各種取り組みを行います。
- ・市民の環境に対する意識啓発を行うため、環境研修会等を開催します。



COOL CHOICE

クールチョイスとは、
地球温暖化対策のために
今までよりもう一步進んだ
環境にやさしい「賢い選択」をして
行動していこうという取り組みのことだよ！



未来の
ために、
いま選ぼう。



※コージェネレーションシステム：石油、天然ガス、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用できる。

1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～



②健康被害に関する適応策の推進

【市民の主な取り組み】

- ・熱中症や熱射病などに関する情報収集、予防対策に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・従業員に対して、熱中症や熱射病などに関する情報提供、予防対策を呼びかけます。

【行政の主な取り組み】

- ・気候変動の影響に伴い、発生リスクの増大が懸念される熱中症等を予防するため、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用などについての情報提供、注意喚起、予防・対処方法の普及啓発を行います。
- ・国や県、医療機関などと連携し、感染症の予防やまん延防止に努めます。

③気候変動による自然災害への備え

【市民の主な取り組み】

- ・豪雨災害や土砂災害などが発生した際の避難場所や避難経路、安否確認の方法を事前に把握し、非常用持ち出しバッグ・食料・飲料水等を備蓄するなど、日頃から災害への備えに努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・豪雨災害や土砂災害などが発生した際は、行政と協力して災害対応を行うよう努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・市民の防災意識や地域防災力の向上を図るとともに、地震、土砂災害、浸水、高潮等の被害の未然防止や最小化のための各種整備等を進めます。
- ・城原川ダム建設や河川整備、避難所の確保などにより、人的・物的被害の抑止に向けた対応を図ります。
- ・大雨時の河川水害軽減のため、河川の浚渫による継続的な通水断面の確保など堆積土砂対策の実施を国や県へ依頼します。



1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～

基本施策

1-(2)

再生可能エネルギーの普及・促進

○現状と課題

再生可能エネルギーは自然界から起こっている事象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇することのない資源のことです。再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

国において、エネルギーミックス※（社会全体に供給する電気をさまざまな発電方法を組み合わせてまかなうこと）やエネルギーの利用のあり方が見直され、省エネ型の生活様式が浸透することで、私たちの住む家や公共施設、企業の施設などにおいても省エネルギー型の家電などの導入が進み、地産地消型の再生可能エネルギーを活用したくらしが普及しています。

経済や地域社会を活性化させながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの加速度的普及に努める必要があります。

神崎市では、市庁舎に地中熱ヒートポンプシステムや太陽光発電パネルを導入するなどの取り組みを行っています。また、民間企業による取り組みでは、吉野ヶ里メガソーラー発電所「てるてるの森」などが設置されています。



太陽光発電システム（市役所）



地中熱ヒートポンプシステム（市役所）



吉野ヶ里メガソーラー

※エネルギーミックス：発電設備にはさまざまな種類（水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力など）があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することを「ベストミックス」または「エネルギーミックス」という。

1 地球環境目標 ～地球を思いやるまち～

☆施策の方向性☆

④再生可能エネルギーの普及・促進

【市民の主な取り組み】

- ・再生可能エネルギーなどに関する情報収集に努めます。
- ・太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・事業所での再生可能エネルギーの導入に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・再生可能エネルギーなどに関する普及啓発や情報発信を行い、家庭や事業所における導入を促進します。
- ・再生可能エネルギーなどを率先して公共施設に導入するよう努めます。

再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマス（動植物から得られるエネルギー（化石燃料を除く））、水力など、自然の力でつくる、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

石油や石炭など地球の資源に限りがあり、使い続ければいつか無くなってしまいうものではなく、決して無くならないエネルギーのことをいいます。



◇その他の環境問題◇

地球規模での環境問題は本計画の目標に掲げた地球温暖化の他にも沢山あります。より多くの人々がこれらの問題を共通の課題として認識し、社会全体で問題解決に向けた取り組みを行うことが必要です。

- | | | |
|-------------|----------|---------------|
| ・地球温暖化 | ・気候変動 | ・オゾン層の破壊 |
| ・大気汚染 | ・酸性雨 | ・二酸化炭素の排出問題 |
| ・森林破壊 | ・砂漠化 | ・土壌汚染 |
| ・水質汚染 | ・海洋汚染 | ・農業汚染 |
| ・生物多様性の喪失 | ・生態系への影響 | ・外来種の侵入 |
| ・人口爆発 | ・食糧問題 | ・水資源の枯渇 |
| ・天然資源の枯渇 | ・エネルギー問題 | ・採掘による有害物質の流出 |
| ・ごみの埋め立て問題 | ・海洋ごみ問題 | ・マイクロプラスチックごみ |
| ・放射性物質の廃棄問題 | | |

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

基本施策	自然環境の保全と活用
2-(1)	

○現状と課題

本市の自然環境について、北は標高 1055m の山地から、南は広大な佐賀平野まで変化に富んだ地形に恵まれ、多様な自然が動植物や地域風土の基盤として保全されています。

北部の中山間地域は、県指定の「脊振・北山県立自然公園」と「川上・金立県立自然公園」の2つの自然公園指定区域に一部が含まれており、森林では植林された杉やヒノキのほかに広葉樹が多く見受けられ、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全、水源のかん養、土砂災害の防止などの機能を発揮しています。また、森林により育まれた水は、私たちの生活に豊かさと潤いを与え、多様な動植物にとって大切な水として守られています。

このような自然環境の中、本市に生息する希少種として「佐賀県レッドリスト 2003 年（平成 16 年）版」には 91 種もの生物が記載されています。これらを害するものとして第 1 次神埼市環境基本計画ではブラックバスやウシガエルなどの外来生物の影響が懸念されていました。

近年ではアライグマ、ミシシippアカミミガメ、北米原産の多年草オオキンケイギク、水生植物のオオフサモ・ブラジルチドメグサなどの新たな外来生物も確認されており、住民生活や在来種への影響が懸念されています。

山間部の棚田や水路、平野部のクリークなどで多様な種や生態系を有する自然環境の保全のため、今後とも適切な維持管理や活用を図っていく必要があります。



脊振の優れた自然環境

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

☆施策の方向性☆

⑤すぐれた自然環境と希少な動植物の保全

【市民の主な取り組み】

- ・様々な自然環境保全活動に積極的に参加します。
- ・なるべく環境にやさしい自然由来のものを使うように努めます。
- ・外来生物については適切な対応を行います。
- ・積極的に公共下水道への繋ぎ込みや合併処理浄化槽の設置を行い、水質保全に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・従業員に対し、自然環境保全活動への参加を呼びかけます。
- ・開発や工事などをする際は、生態系への影響をできるだけ抑えるようにします。

【行政の主な取り組み】

- ・絶滅危惧種の保全に努めます。
- ・生物多様性の重要性に関する情報発信や意識啓発に努めます。
- ・県や、関係団体などと連携して、「脊振・北山県立自然公園」や「川上・金立県立自然公園」を含めた豊かな自然環境を保全します。
- ・歴史的景観として、市南部に広がる佐賀平野特有の田園風景や、市北部に見られる棚田の風景などを保全します。
- ・河川やクリークの環境を維持し、希少動植物の保全に努めます。
- ・法制度により保護、保全の行われていない特定植物群落の中地江川のアサザ群落、オグラコウホネ群落等の保護、保全を図ります。



千代田交流センターから見た田園風景



脊振山頂からみた脊振山系の森林

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

⑥外来種対策の推進

【市民・事業者の主な取り組み】

- ・ 外来種問題についての関心を持ち、理解を深めるよう努めます。
- ・ 外来種の安易な持ち込みや栽培、飼育、野外へ放つなど行わないようにします。
- ・ 生態系への被害の拡大防止のため、外来種を見つけた場合は市役所へ情報提供に努めます。
- ・ 特定外来生物についての駆除に協力します。

【行政の主な取り組み】

- ・ 外来種の侵入や野生化を防止するため、情報の収集や発信に努めます。
- ・ 国や県、関係団体などと連携して、外来種の定着予防や、必要な駆除・防除に取り組めます。

ー 神埼市内で確認されている主な外来生物 ー



アライグマ



ミシシippアカミミガメ



オオフサモ



オオキンケイギク

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

基本施策	自然と調和した歴史ある施設の活用
2-(2)	

○現状と課題

神崎市には旧石器時代から近代に至るまで数多くの文化財や歴史的建造物が残されており、県下でも有数の歴史遺産の宝庫として知られています。

吉野ヶ里遺跡、姉川城跡、直島城跡、長崎街道神埼宿と境原宿、九年庵、伊東玄朴旧宅、下村湖人生家、眼鏡橋、広滝発電所など自然と調和した歴史遺産が数多く残され、地域住民や行政により今日まで大切に保存、伝承されてきました。これらの歴史遺産は本市の財産であるとともに、豊かで特徴ある生活空間を形成する重要な資源です。

今後も市民と行政が一体となり、地域の自然や歴史的な町並みの景観、建造物などの歴史遺産を保存・活用することによって、神崎市らしい美しい景観と自然が守り育てられ、市民が地域に誇りと愛着を持ちながら暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

◇神埼市の各種百選◇



<水の郷百選>

○選定対象
仁比山地区の水車群の復元
や水辺環境整備

○百選の概要
1996 年(平成8年)国土庁
(現在の国土交通省)認定。
水環境保全の重要性を広く
PR し、水を守り活かす地域づ
くりの推進を目指します。水
と人のつながりの形成、水を
生かしたまちづくりに優れた
成果を上げている 107 地域
を認定しています。



<遊歩百選>

○選定対象
行ってみたい 歩いてみたい
日本の百か所
弥生の里から水の郷

○百選の概要
2002 年(平成 14 年)読売
新聞社選定。
歩くことを生涯続けられる
スポーツとして推奨するとと
もに、「歩くことに適した道」
を環境・観光資源と位置づけ、
「健康・環境・観光」をキーワ
ードに選定を行っています。



<日本の百名城>

○選定対象
吉野ヶ里遺跡

○百選の概要
2006 年(平成 18 年)財団
法人日本城郭協会選定。
世界的文化遺産、歴史的シ
ンボルである城郭が青少年教
育や生涯学習、さらに子ども
たちの総合的な学習の場とし
て活用されることを狙ったも
のです。

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

☆施策の方向性☆

⑦自然と調和した歴史ある施設の保全と活用

【市民の主な取り組み】

- ・歴史ある施設や、身近にある景観の魅力に気づき、歴史や文化を一体的に感じ、地域への理解や愛着を深めます。
- ・水路や河川などの維持管理活動に積極的に参加・協力するよう努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・地域住民とのコミュニケーションをとり、地域の自然環境を保全・維持管理する活動に協力するよう努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、周辺環境との調和を図りながら、歴史的・文化的遺産や自然景観の保全と活用に努めます。
- ・国・県指定の史跡や名勝について、文化財としての価値を損なわないよう保全に努めます。
- ・公共事業について、事業自体や周辺景観への配慮、維持管理の方法等について、十分検討したうえで進めます。



2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

基本施策	里地里山の保全と振興
2-(3)	

○現状と課題

農業は本市の基幹産業として、農地や水路等の基盤整備、農業担い手の育成、米・麦・大豆や園芸作物の振興、中山間地域対策、有害鳥獣対策等、多岐にわたる施策を行ってきました。しかし、農作物の価格の低迷（農家所得の低迷）、農業従事者の高齢化と担い手不足など厳しい状況が続いています。



林業については、下刈や間伐等、山林の維持や管理が十分できなくなると、里地里山は荒廃し、中山間部であるためイノシシによる農作物被害も深刻化する恐れもあります。林業は取り巻く状況が厳しい中で、林業経営の改善及び健全な森林の育成等、森林の持つ機能を十分に発揮できるよう、循環型林業に向けた更新伐施業や主伐施業を計画的に実施していく必要があります。

県の環境基本計画には、里地里山の自然環境に生息する生物は、季節を通じて繰り返される農耕や暮らしの営みと密接な関わりをもっており、河川や水路のコンクリート化や林地開発、人口減少などに伴う自然に対する人間の働きかけの縮小などにより生態系は大きく影響を受けるとされています。

里地里山等の自然環境は、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤、水源のかん養や大気の浄化、防風・防砂などの防災面からも重要で、人の手をかけることによって維持されます。このように、自然環境を大切にしてきた伝統的な知恵を学ぶとともに、新たな取り組みを行うことも必要です。

里地里山とは 農林業の営みにより定期的に人の手が加わることで成立してきた田畑や周辺部の草地、樹林地を指します。自然林とはまた別の意味で生物多様性の高い重要な自然環境の一つとして注目されています。

○脊振のかかし村



2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

☆施策の方向性☆

⑧中山間地域の環境保全と振興

【市民の主な取り組み】

- ・里地里山の機能および保全の重要性について学びます。
- ・中山間地域等直接支払い交付金等の補助金を活用し、中山間地の耕作放棄地の発生防止や解消に努めます。
- ・景観作物の作付けなど、地域ならではの取り組みを行います。

【事業者の主な取り組み】

- ・里地里山の自然を活かした農作物や特産品、加工品などの生産、開発、販売促進に協力します。

【行政の主な取り組み】

- ・県や関係団体などと連携し、中山間地域の棚田、仁比山地区の水車群などの地域特有の美しい農村風景の保全に努めます。
- ・関係団体などと連携し、遊休農地や荒廃農地の発生防止・解消に向けた取り組みを進めます。
- ・里地里山の自然を活かした農作物や特産品、加工品などの生産、開発、販売促進に協力します。
- ・鳥獣による農作物の被害を防止し、効果的な駆除をするために組織した広域協議会により連携した駆除を行います。また、イノシシ被害防止のため、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対し補助を行います。
- ・水源のかん養や土砂崩壊等災害防備のため、保安林※の育成・整備・管理を行います。

○棚田周辺の景観作物(彼岸花)の作付け



※保安林：水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

基本施策	クリークの保全と機能向上
2-(4)	

○現状と課題

神埼市の南部に広がるクリークは佐賀平野の特徴であり、農業振興地域では古くから農業用水の確保や排水などに利用され、その機能を確保するために多くのクリークが整備されてきました。これらのクリークは水の流れが緩やかで堆積物が溜まりやすいうえ、生活排水の流入などによる水質の悪化が懸念されています。

また、維持管理は主に地域の住民により行われており、特に草刈り機などの扱いに慣れた農業者等の人手は、非常に重要な労働力となっています。近年では少子高齢化による人手不足、職業の多様化により地区の活動実施日に参加できない住民や、草刈り機の扱いなど現場作業に不慣れな住民の増加など、様々な要因により地区からは管理に苦心する声が聞かれます。

近年ではクリーク法面にブロックマットの整備を進められており、法面の崩壊やクリーク沿いの道路のひび割れが減るなどの効果が期待されています。

クリークなども、人の手が加わることで適切な維持管理がなされ、多様な種・生態系の保全につながっています。今後も、適切な維持管理を継続するとともに、状況に応じて管理の手間が減るような改善策を講じていくことが必要です。

◇クリークの機能◇

平野部に位置するクリーク地帯は、神埼市の特徴的な農村景観の1つです。

環濠集落、低地城跡など歴史的価値も高く、農村景観の原風景として親しまれているほか、アサザ等をはじめとする希少な生物の生育・生息環境としても重要です。

このようにクリークは、野生生物の生息・生育、災害防止、良好な景観の形成、疲れを癒す休憩の場や環境学習の場等の多様な機能を持つ地域として重要視される地域です。



アサザ群落（環境省特定植物群落）



クリークの清掃活動

2 自然環境目標 ～多様な自然のあるまち～

☆施策の方向性☆

⑨クリーク機能の維持・向上

【市民の主な取り組み】

- ・クリークの法面には除草剤をまかず、草刈りによる管理に努めます。
- ・多面的機能支払交付金等の補助金を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の協働活動に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・地域などで実施される、環境保全活動などには地域事業所として積極的に参加します。

【行政の主な取り組み】

- ・県や関係団体などと連携し、平野部のクリークに囲まれた環濠集落などの地域特有の美しい農村風景の保全に努めます。
- ・関係団体などと連携し、環境にやさしい農業や農業の体験学習および担い手の支援などの取り組みを進めます。
- ・関係団体と連携しブロックマット等によるクリークの整備等を行います。
- ・地区住民の地域協働による水路の整備や管理に対し支援を行います。



姉川城跡



3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

基本施策	安心して健やかに暮らせる地域づくり
3-(1)	

○現状と課題

私たちが行う日常生活や事業活動は、科学技術の発展に伴い、大気や水、音や振動、臭いなどの環境に影響を与えるように大きく変化してきました。

これらの変化に対し、本市では市民が安全・安心で快適な暮らしができるよう、道路交通の騒音・振動測定、公共用水域の水質検査、下水道事業等の生活排水対策、事業所等の公害対策など環境への負荷の調査や軽減する数々の取り組みを国や県及び事業者などと協力して取り組んできました。

市民アンケートによると「空気（大気）の状況」では「満足」と「やや満足」の合わせた割合は、前回調査の42.2%から53.1%と10.9%改善し、「静けさ」についても「満足」と「やや満足」の合わせた割合は、前回調査の60.2%から71.3%と11.1%改善がみられており、約十年では改善傾向が見られます。

課題としては、住民生活における騒音や野焼きによるばい煙、動物の扱いに関する苦情なども発生しており、市役所では市報やチラシなどで住民への周知・啓発を行ってきました。住民間のトラブルは相談者と原因者の価値観や現状認識の違い、原因者と被害を受ける側の立場の違いなどより発生しています。原因者が行為を行う理由と、相談者が行為によって被害を受ける状況を相互に理解し、お互いに納得できる妥協点を見つけるための相互理解や譲り合い、新たな取り組みの実施が必要となっています。

【特に多い苦情・相談】

①生活騒音

隣地住民の大声や大音量で音楽を流すなど。

特殊事例ではエアコンの室外機から発生した振動が空気中を伝わり、隣家の窓ガラスが「共振」で揺れて騒音が発生などもあります。



②動物の取り扱い

野良猫へのエサやりや、ペットの飼育方法に関する住民間のトラブルなど。



③野焼き（野外焼却）

ごみの自己焼却や農業残渣の焼却など。

本市では相談者と原因者の状況や「焼却禁止の例外規定」の適否を調査判断しながら対応を行っています。



④隣地の雑草や木の管理

民法の規定に基づき、個人間で解決することとなっています。

「土地管理者が不明で誰に言えばいいのかわからない」などの相談もあっており。空き家・空き地が隣にある場合は、空き家等の管理者と連絡先を交換しておくなどの準備が望まれます。



3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

⑩住環境の負荷となる公害等の削減

【市民の主な取り組み】

- ・音響機器やペットの鳴き声などの生活騒音について、近隣住民へ迷惑にならないよう配慮します。
- ・エアコンの室外機などは、隣家など周辺へ配慮した向きや場所を選んで設置します。また、騒音発生時は隣家との間に遮蔽物を設置するように努めます。



【事業者の主な取り組み】

- ・飲食店等でのカラオケ、営業車両などでの音響機器の使用などは、時間帯や音量などへの配慮に努めます。
- ・周辺環境に配慮し、低騒音、低振動の機器を使用するよう努めます。
- ・エアコンの室外機などは、隣家など周辺へ配慮した向きや場所を選んで設置します。また、騒音発生時は隣家との間に遮蔽物を設置するように努めます。
- ・従業員に対し、自転車や公共交通機関などによる車以外の通勤を奨励します。
- ・停車時のアイドリングストップ（交差点などでの停車時に自動車のエンジンを止める）や低公害車への買い替えなどに努めます。



【行政の主な取り組み】

- ・騒音、振動、悪臭、水質汚濁などの苦情を未然に防止するため、市報やホームページなどにより周知の徹底に努めます。
- ・苦情などが発生した場合は、適切で迅速な対応に努めます。
- ・騒音規制法第21条の2及び振動規制法第19条の規定による、年一回の道路騒音、交通振動及び一般環境騒音の測定を行います。
- ・水環境の保全と水質汚濁防止のため、河川・水路等の水質を定期的に測定し、水質の状況を継続的な監視を行います。
- ・自動車騒音及び振動を測定することにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、必要な措置が講じられるよう、県公安委員会に要請を行います。
- ・県から提供される光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染に関する情報を、市民に対し速やかに伝達します。

③ 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

⑪ ペットや動物との正しい付き合い方をする

【市民の主な取り組み】

- ・犬を取得した際は必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年接種します。
- ・犬を散歩するときはリードをつけ、フンは持ち帰ります。
- ・飼い猫は室内飼育に努めます。
- ・自分の飼い猫以外への餌やりは行いません。
- ・ペットは最後まで責任をもって飼います。
- ・管理能力を超えた動物の多頭飼育はしません。

【事業者の主な取り組み】

- ・事業所周辺での動物への安易な餌やりなどを行いません。
- ・動物を飼育する場合は、衛生管理や鳴き声などの騒音等に十分配慮します。

【行政の主な取り組み】

- ・飼い犬については、狂犬病予防法に関する制度の周知を行います。
- ・ペットに関する正しい飼い方やマナーについて、市報等の広報や研修会で周知と啓発を行います。

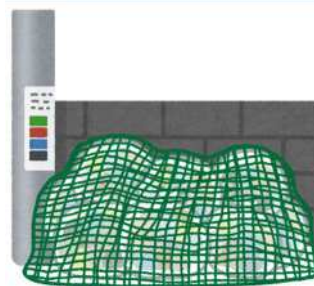


3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

⑫ごみ集積所への適正なごみ出しの推進

【市民の主な取り組み】

- ・ごみは原則指定ごみ袋で排出します。ごみのポイ捨てや自己焼却は行いません。
- ・家庭では、ごみの出し方などについて話し合いをし、家庭内でのルール確立に努めます。
- ・不法投棄などの監視や情報提供に協力します。
- ・ごみ集積所を管理し、良好な状態を保ちます。
- ・地区の快適環境推進員の助言や指導のもと、適切なごみ出しや環境美化活動への協力に努めます。
- ・新型コロナウイルス対策のため、ごみ袋はしっかり縛って封をし、中の空気を抜いて出します。ごみを捨てた後は手を洗います。



【事業者の主な取り組み】

- ・不法投棄などの監視や情報提供に協力します。
- ・事業活動に伴って出た一般廃棄物は、市の許可業者に収集を依頼するか、自らごみ処理場へ持ち込みます。
- ・事業活動によって出たごみを地域のごみ集積所へ出しません。

【行政の主な取り組み】

- ・ごみ集積場を設置又は修繕する地区に対して補助金を交付します。
- ・ごみ集積所に出され、はみ出しなどの不具合のため回収しなかったごみ※は、注意の張り紙で排出者へ適切なごみ出しを行うよう改善を求めます。
- ・一般廃棄物処理業許可業者の指導監督に努めます。
- ・安定的なごみの収集と処理が出来るよう事業者や一部事務組合などとの連携を図ります。
- ・市内全域の市道、林道、河川、クリークを定期的にパトロールし、不法投棄の対策を行います。
- ・県知事から委嘱された 10 名の廃棄物監視員と連携して、廃棄物の不法投棄等の不適正処理防止活動を推進することにより廃棄物の適正処理に対する市民の意識の高揚を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。
- ・各地区に快適環境推進員を設置し、地区のごみの出し方や環境改善に関する助言や指導を依頼します。

※不具合ごみ：不適正な排出方法によって出された未回収のごみ。

（例）産業廃棄物、事業系一般廃棄物、はみ出しごみなど

3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

基本施策	環境に配慮した事業活動等の推進
3-(2)	

○現状と課題

本市における工場や事業所、建設現場等の固定発生源から事業活動を原因とする公害苦情相談では「騒音」「振動」「悪臭」「水質汚染」「ばい煙」などの苦情や相談が市役所へ寄せられています。

相談を受けたものについては、市の職員で現地を確認し、苦情者と原因者の双方に聴き取りを行った上で、原因者へ改善を求めるとともに、苦情者にも理解や対応をお願いする場合があります。

事業活動を原因とする公害問題の解決には、事業者側の対策を基本として、住民側にも理解と許容を求め、互いに譲り合う「互譲の精神」が重要です。

☆施策の方向性☆

⑬事業活動に伴う公害対策

【市民の主な取り組み】

- ・事業活動に伴う身近な環境の変化に気を配り、公害などにより生活に支障がある場合は市役所等へ相談します。

【事業者の主な取り組み】

- ・事業活動を行う際には、法令を遵守し近隣に影響を及ぼさないように十分配慮します。
- ・法令に定めのない騒音や振動を発生させる機械を使用する際は、適正な設置場所の検討や、防音・防振に努めます。
- ・特定施設の設置や特定作業を実施する場合は、法に基づく届け出を行います。

【行政の主な取り組み】

- ・騒音、振動、悪臭などの苦情が発生した場合は、発生源である事業所への聴き取りや改善策の相談を行い、必要に応じて各種測定調査を行い、発生源の事業者に対して改善指導を行います。
- ・環境に影響を及ぼす可能性のある事業所に対し、規制基準の遵守の徹底および立ち入り調査や指導などを行います。
- ・恒常的に苦情が発生している事業所については、職場内の情報共有や、定期的な巡視を行います。
- ・環境問題によって生じる公害苦情や公害紛争については公正で丁寧な対応に努めます。
- ・解決への調整が困難な場合は、公害紛争処理法に基づく県の公害審査会や公害等調整委員会へ繋げるなど、関係機関へ協力を求めます。

③ 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

⑭産業廃棄物の適切な処理

【市民の主な取り組み】

- ・産業廃棄物の不適正な保管や放置及び処分を発見した場合は市役所や県へ連絡します。

【事業者の主な取り組み】

- ・許可を受けた棄物処理許可業者へ排出し、地区のごみ集積所には出しません。
- ・産業廃棄物については、マニフェスト（産業廃棄物の処理委託の際に必要な伝票）を使用して適切に処分します。
- ・排出責任者等を配置し、廃棄物の適正な処分を行います。
- ・廃棄物の適切な保管と管理行い、周辺地域への影響の抑制に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・不適正な処理や保管の情報を得た場合は、速やかに県に報告し対応や協力を求めます。
- ・市民に対し、廃棄物の不法投棄や不適切な保管および処分を発見した際は、市役所や県へ通報するよう周知を行います。
- ・事業者に対し、廃棄物の適正な処分を行うよう広報等を行います。

3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

⑮環境に配慮した農林水産業の推進

【市民の主な取り組み】

- ・輸送エネルギーの軽減のため、地元で生産された農産物を積極的に消費するよう努めます。(地産地消)
- ・家庭菜園で使う農薬の適正使用に努めます。



【事業者の主な取り組み】

- ・農水産業使用資材の廃棄にあたっては、環境へ悪影響を及ぼさないように適正な処理を行います。
- ・農薬の使用にあたっては、使用回数を減らすなど周辺環境に配慮した使用に努めます。
- ・環境負荷の低減にもつながる有機農産物や特別栽培農産物、エコ農産物の生産など、環境保全型農業や、燃料や化学肥料の使用量を抑えることが可能な新技術等の導入に努めます。
- ・麦わら等の農作物残渣は焼却せず、飼料化など有効活用を図ります。

【行政の主な取り組み】

- ・県と協力し、環境負荷の低減にもつながる有機農産物や特別栽培農産物、エコ農産物の生産など、環境保全型農業や、燃料や化学肥料の使用量を抑えることが可能な新技術等の導入など省資源型農業を推進します。
- ・関係機関と協力し、農林水産業における廃プラスチックなどの生産資材廃棄物の排出量の抑制や適正処理を推進します。
- ・学校給食の食材は、地元で生産された農産物を積極的に使用するよう努めます。
- ・わらのすきこみなどを支援します。

○進捗指標と数値目標

進捗指標	前回/H22	現状/R2	目標/R12
環境保全型農業を行う割合(麦の非焼却面積率)	93.0%	98.2%	99.0%



わらの飼料化

4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

基本施策	ごみの減量化・再資源化の推進
4-(1)	

○現状と課題

持続的な発展が可能な社会を継続するには、限りある資源を効率よく循環する社会を構築するため、5R（ファイブアール P.39 参照）の推進によりごみの排出抑制や減量化と再資源化を推進する必要があります。

国においては、経済産業省主導のもと令和2年7月から買い物時のレジ袋が有料化されたことにより、マイバッグの利用も急速に進んでいます。

神崎市は、脊振共同塵芥処理組合（脊振広域クリーンセンター）と協力してごみの減量化や再資源化を推進しており、環境研修会や広報等で周知を図ってきました。また、脊振共同塵芥処理組合では生ごみの減量化と堆肥化を推進するため、生ごみ処理機等の購入者に対する補助なども行ってきました。

市民アンケートにおける「物を大切にする行動」の項目では、資源ごみを資源物回収で出している人の割合が約85%程度と高く、再資源化に関する意識が高いことがうかがえます。

また、事業所アンケートにおける「省資源化対策」の項目では、

- ①「できるだけ、両面印刷、両面コピー、印刷誤りの裏紙再利用を行う」について「実施している」は84.5%
- ②「グリーン購入を行う」については「実施している」は40.8%、今後の取り組み予定について「無回答（未記入）」は23.9%。

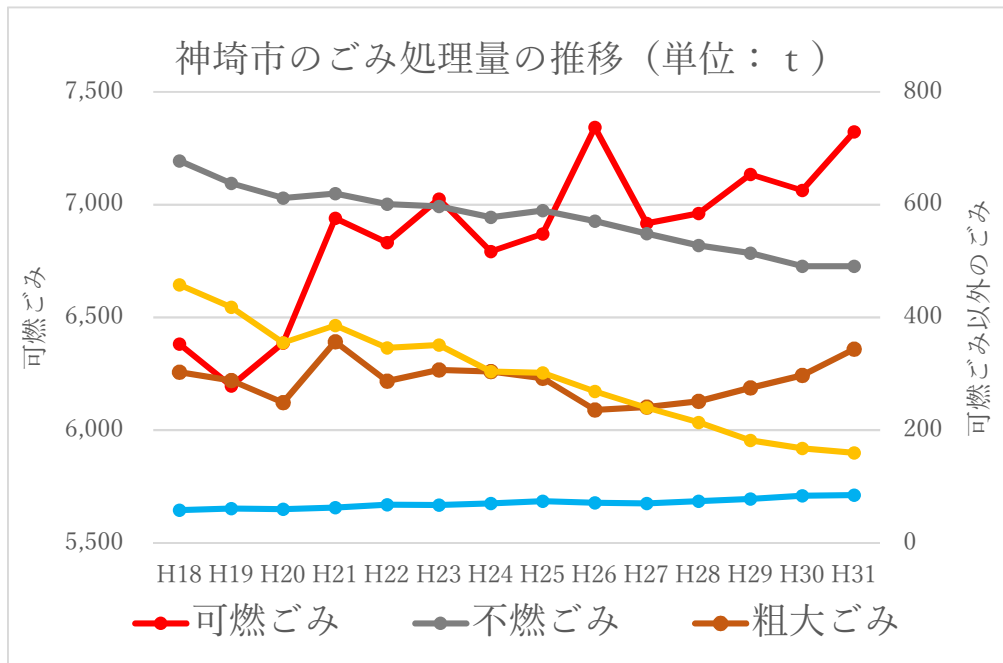
と回答しており、ごみの排出量や経費の削減については意識しているものの、グリーン購入の取り組みに関する情報については周知がまだ行き渡っていない可能性があることが予想されるため、事業所に対してはグリーン購入など環境に関する取り組みについて、周知や啓発を図る必要があるようです。

事業所等で大量に使用している消耗品を、環境に配慮した製品に変更したり、使用方法を見直すことによってごみの量を大幅に削減することができるため、事業所レベルでの環境に配慮した取り組みは効果が期待されます。

これまではごみとして扱っていたものを資源として再利用する流れはとても重要です。今後はごみ分別の細分化や、3Rを更に発展させた5Rなどへ活動を拡大するなど、新たな取り組みを生活に取り入れて習慣し、ごみの減量化と再資源化の好循環を更に推進する取り組みが必要です。



4 資源循環 ～資源を大切にするまち～



神埼市のごみ処理量の推移は、もえるごみは増加傾向、もえないごみは減少傾向など、ごみの種類ごとに増減の傾向を見ることができます。

1 燃えるごみについて

市の人口が減少傾向にあるなか、量が増えていることについては以下のような要因が考えられます。

- ①使い捨ての商品が増えた。
- ②以前はごみを自己焼却していた世帯が、指定ごみ袋を使ってごみを出すようになるなど、適切に処分する人の割合が増えた。
- ③安価で良い商品が次々と販売されるため、まだ使用可能な物でも買い替えを行っている。

2 資源ごみについて

資源 A は微増ですが増加傾向にあり、資源 B は減少傾向にあります。

資源 B の減少の主な原因は、日本国内における新聞の発行部数が大幅に減少していることも原因として考えられます。新聞の電子版やインターネットなど新聞以外に情報を得る方法が普及したことで新聞の購読数が減少しているようです。

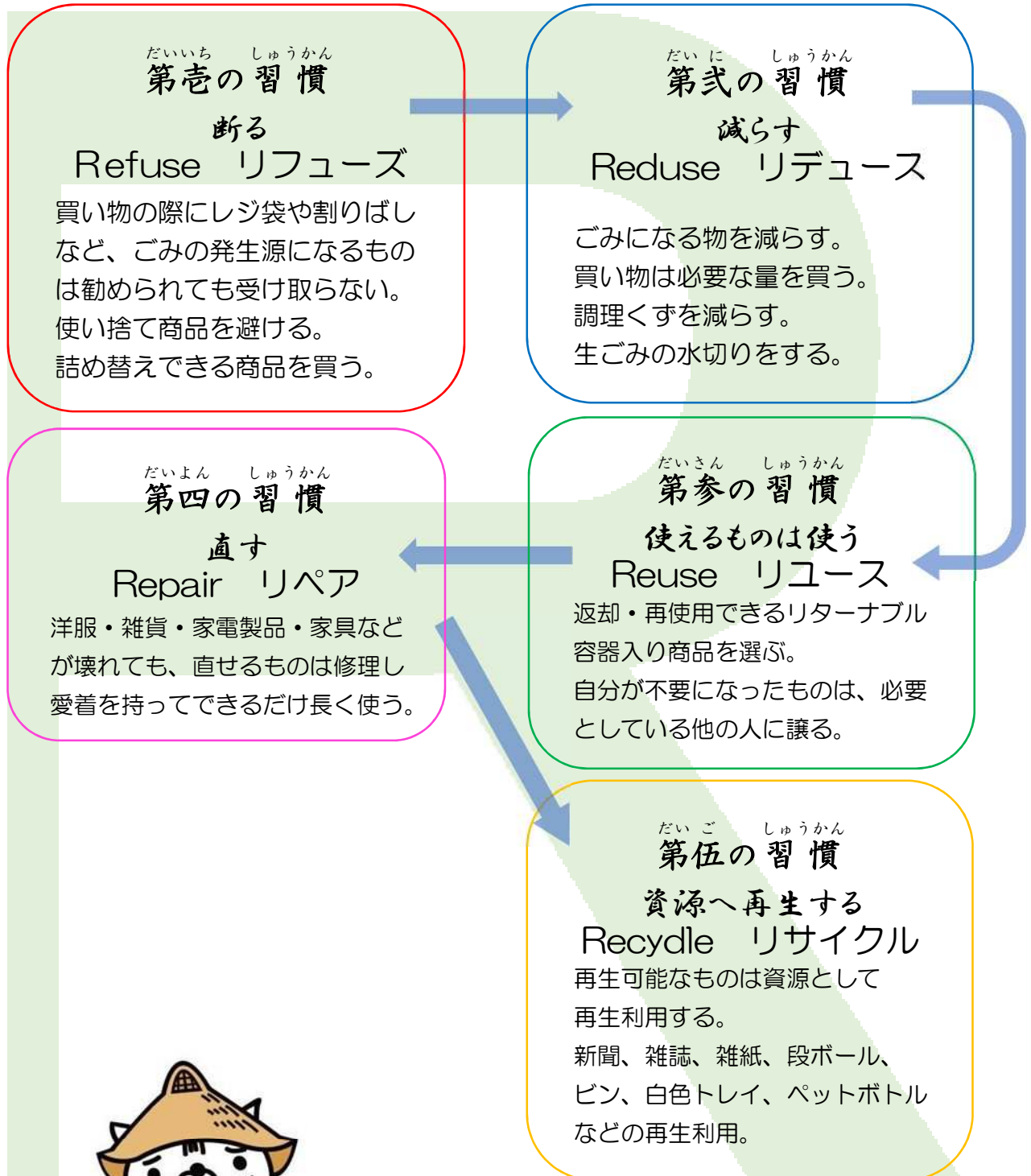
資源 A	資源 B
紙パック、トレイ、ペットボトル	新聞広告、雑誌類、段ボール、難古紙

4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

スリーアールから ファイブアール ☆ 3 R から さらに 5 R へ ☆

以前はリユース、リデュース、リサイクルの頭文字Rを取った3R活動を推進していました。

最近では、これにリフューズとリペアを加えて5R活動とされています。



ごみの減量化と資源化には順番があるよ！
限りある資源を無駄遣いしないために、
この順番で取り組みを始めてみましょう！

4 資源循環 ～資源を大切にすまち～

☆施策の方向性☆

⑩ごみの減量化の推進

【市民、事業者、行政 共通の取り組み】

- ・持続可能な社会の実現のため、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した倫理的な消費行動である『エシカル消費』に努めます。
例：障がい者支援につながる商品・フェアトレード商品・寄付金付き商品・エコ商品・リサイクル製品・資源保護等に関する認証がある商品・地元生産品・被災地産品等の購入
- ・購入の必要性をよく確かめ、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減のために製造された商品（グリーン購入法適合商品）を優先して購入する『グリーン購入』に努めます。

【市民の主な取り組み】

- ・新聞紙や雑紙は資源物回収に出し、燃えるごみの量を減らします。
- ・一時的に必要なものについては、レンタル品などの利用に努め、不用品の発生を防止します。
- ・生ごみは、重量と燃やす際に必要となるエネルギーを減らすため「水切り」を行います。
- ・食品ロス無くすため、食べ物は買いすぎず、作りすぎず、食べきるように努めます。
- ・生ごみ処理機（コンポスター、電動処理機等）の活用により、ごみの減量化と資源化に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・レジ袋や包装の使用量を減らすように努めます。
- ・誤って印刷した用紙は裏面使用するなどに努めます。
- ・針なしホッチキスなど環境に配慮した備品を使用します。

【行政の主な取り組み】

- ・神崎市から排出される一般廃棄物を減量化、再資源化し、残った廃棄物について適正に処理するための計画を推進します。
- ・広報により家庭や外食における食品ロスを減らすための取り組みの紹介などを行います。
- ・環境研修会や出前講座でごみの減量化など環境教育に取り組みます。
- ・生ごみの減量化と堆肥化を推進するため、脊振共同塵芥処理組合と協力し、生ごみ処理機等の購入者に対し補助の充実を図ります。

4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

⑰ 5 R活動の推進

【市民の主な取り組み】

- ・ごみの減量化に関心を持ち、情報の収集に努めます。
- ・不要な包装やレジ袋は断ります。
- ・詰替え、再利用などが出来る製品の使用に努めます。
- ・マイバッグ、マイボトルの持参に努めます。
- ・不用品はリサイクルショップなどへの引き渡しや、フリママーケットアプリなどで必要とする人に譲ります。
- ・新聞、雑誌、雑紙、段ボール、チラシ、空き瓶、空きビン等は資源物回収などに出します。
- ・パソコン等の小型電子機器類については、市と協定を締結した企業など再資源化を行う事業者へ排出し、適正な処分に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・レジ袋の使用を避け、マイバック運動の推進に取り組みます。
- ・計り売りなどにより、過剰包装の削減に努めます。
- ・再利用・再資源化可能な製品の開発、活用、販売、回収などに努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・広報や研修会、出前講座などで5 Rの推進を積極的に行います。
- ・新聞や雑誌等の回収による資源の有効利用及び生活環境の向上を図るため、各種市民団体が実施する資源物集団回収事業に対して補助を行います。



4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

○進捗指標と数値目標 （一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）

項目	単位	基準 H26	現状 R2	目標 R7	目標 R12
ごみの総排出量(資源ごみ含む)	t/年	8,817	8,321	8,099	7,861
削減量(対H26)	t/年	-	-496	-718	-956
施策実施時 削減率(対H26)	-	-	-5.6%	-8.1%	-10.8%
1人1日当たり排出量原単位	g/人・日	745.6	729.4	730.2	728.9
(資源ごみ含む) 削減量(対H26)	t/年	-	-16.2	-15.4	-16.7
施策実施時 削減率(対H26)	-	-	-2.2%	-2.1%	-2.2%
資源化量	t/年	2,402	2,296	1,786	1,793
総排出量に対する資源化率	-	27.2%	27.6%	22.1%	22.8%



神崎市消費者グループ協議会による資源物集団回収のようす

4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

基本施策	適切な廃棄物処理の推進
4－(2)	

○現状と課題

廃棄物の適正処理について、神崎市と脊振共同塵芥処理組合（脊振広域クリーンセンター）ではごみの適切な処理と減量化や再資源化と併せて、焼却施設の整備、ダイオキシン対策などに取り組むとともに、有害物質を含むごみなどの適切な分別と処理を推進してきました。

市民や事業者が排出する一般廃棄物については、神崎市の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に従って、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみの5つに分別して適切な排出するとともに、行政は市内から排出された廃棄物を収集・運搬・処分することとなっています。

また、今後のごみ処理体制について、「佐賀県ごみ処理広域化計画」ではごみ処理の広域化・施設の集約化のため、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町を東部ブロックとして広域化を進める方針となっており、2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合によるごみ処理への移行を進めています。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町等で策定した「佐賀県東部地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）」では、燃えごみについて令和6年度から稼働予定の焼却施設で処理する計画としており、資源ごみ等燃えるごみ以外の処理についても、新たなリサイクルセンターで行うよう計画が進められています。この移行に伴い、神崎市では資源ごみの更なる再資源化に向け、ごみ分別の細分化やコンテナ収集への移行が必要となっています。

また、廃棄物には近年頻発している地震や水害などの災害によって大量に発生する場合もあるため、「神崎市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の迅速に適正処理を行う準備を進めています。

○ごみ収集カレンダー・分別表に記載された分別区分



4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

☆施策の方向性☆

⑱ごみ分別の徹底

【市民の主な取り組み】

- ・ごみは「ごみ収集カレンダー・分別表」に沿った分別を徹底します。
- ・分別の方法が分からない場合は、市役所や脊振広域クリーンセンターへ確認し、ごみの適正な排出に努めます。
- ・資源ごみは洗浄を行い、ルールに沿った排出をします。
- ・ごみ分別などの説明会等には積極的に参加します。



【事業者の主な取り組み】

- ・事業所から出るごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別して処理します。
- ・P C B（ポリ塩化ビフェニル）や石綿（アスベスト）、水銀等の有害化学物質を含むごみは、ルールに沿って分別・廃棄します。

【行政の主な取り組み】

- ・適正なごみの分別のため「ごみ収集カレンダー・分別表」の配布やホームページでの普及啓発を図ります。
- ・市民からのごみ分別方法の問い合わせに対し、円滑に回答できるよう処分方法のデータ化を行います。
- ・ごみ処理の広域化に備え、資源ごみの分別区分の細分化やコンテナ収集への移行を進めます。

⑲災害廃棄物の円滑な処理

【市民・事業者の主な取り組み】

- ・災害時は情報収集に行い、周辺の人々と協力して廃棄物の適正な排出に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・神崎市災害廃棄物処理計画に基づき、国や県、関係団体及び周辺自治体、事業者などと連携協力を求めながら、災害廃棄物を迅速に適正処理ができる体制を構築します。



4 資源循環 ～資源を大切にするまち～

プラスチックと環境問題

近年、私たちの生活に広く普及し、欠かせないものとなっているプラスチック製品はポイ捨てや不用意に落とされることで人の手から離れ、河川などを通じて海へ流れ込み、長年にわたって環境中にとどまり続けることで、海洋汚染を引き起こし、生態系や人への影響が懸念されています。

海洋プラスチック問題は、人類の経済発展によって発生した地球規模の重大な問題であり、その解決と改善のためには、ポイ捨てをしない・させない・ごみを拾う環境づくりや、使い捨てプラスチックの使用を削減することが不可欠です。

私たち人類は、これからも持続可能な社会を維持していくために、プラスチックごみの再利用や適切な処分を行っていくことが責務となっています。

地球全体にあるプラスチックごみを減らし、地球や生物が幸せになるように、みんなで身近な取り組みを習慣化することから始めていきましょう。

出典：環境省資料



5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

基本施策

5-(1)

環境をより良くするために考えて行動する人づくり

○現状と課題

現代の私たちの日常生活は、資源やエネルギーを消費することで成り立っており、多くの二酸化炭素の排出などによって環境に負荷をかけ、その影響は地球規模に及んでいます。私たちの日々の暮らしや行動は環境問題と密接にかかわっており、SDGsにおいても人間社会と経済活動の持続可能性は、豊かな自然などの地球環境によって支えられているとされています。

この考えに基づき、持続可能な社会の実現のためには、私たち一人一人が環境問題について関心を持ち、より良い環境にするために地球規模で考え、行動していくことが求められています。

国の環境基本計画では、環境教育・環境学習等の推進については、ESD（持続可能な社会の創り手を育む教育）の考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて、持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成するとされています。

また、県の計画では、子どもたちが川遊びのような河川等の水辺に触れる機会が減少し、河川等が有する自然環境や生息する多様な生物への認識や自然の怖さなどについて理解が低下していることを挙げ、ライフステージに応じた環境学習を行うことが重要であるとされています。

今後とも、ESDの考え方を踏まえ、幼年期からの社会人までのあらゆる世代を「持続可能な社会の創り手」として環境教育を進めていく必要があります。

本市のこれまでの取り組みでは、環境研修会や出前講座などの開催、地域の住民が世代を問わずに参加する清掃活動「クリーン作戦」などの取り組みを行ってきました。市民アンケートによると、81.1%の市民が地域の美化清掃活動に「参加している」と回答しています。

クリーン作戦は、幼少期から地域の環境を守る活動に参加することで、環境に対する意識の醸成や、地域の住民で協力して活動することの重要性を認識するなど、非常に重要な活動となっています。

これからも神埼市の自然へ「愛着」を持ち、環境をより良くすることを考えて行動する人たちを増やすため、様々な体験を通して幼児期から自然環境と人間の関わりを学べるような取り組みを充実させることが重要です。



5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

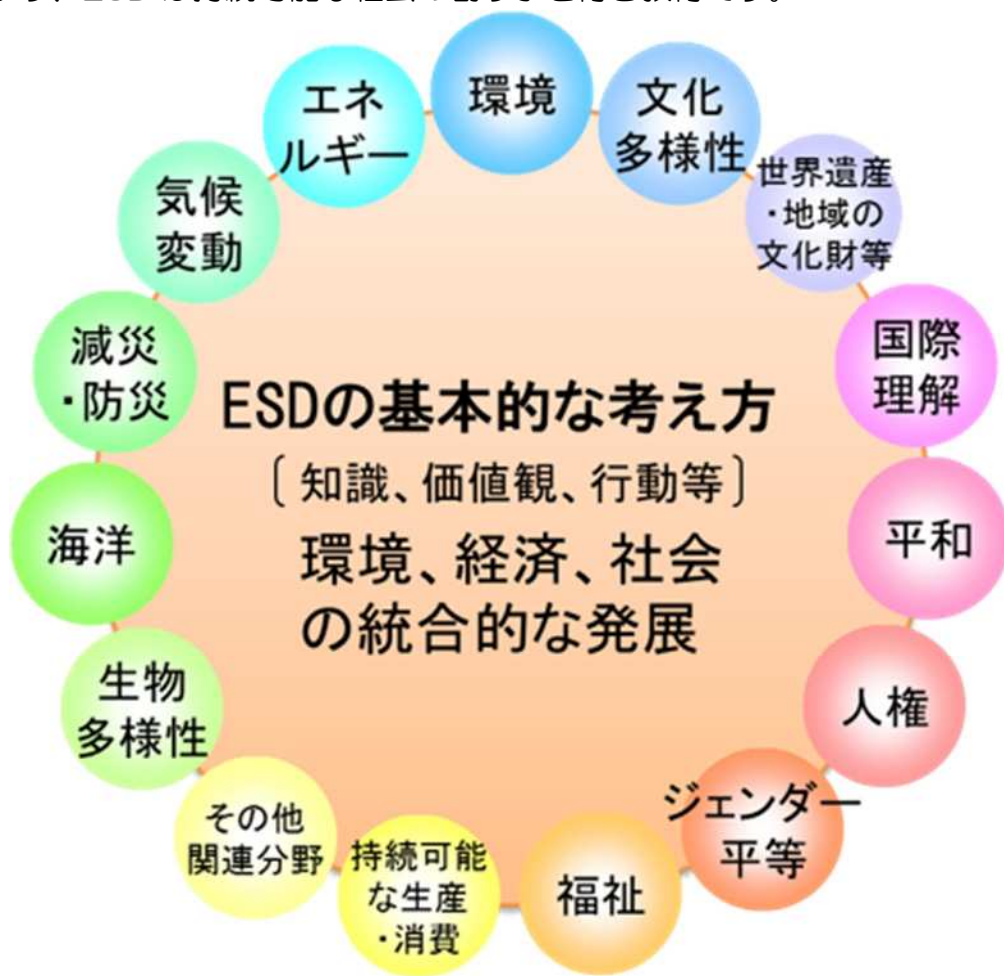
ESD（イーエスディー）とは

Education for Sustainable Development の略で

「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

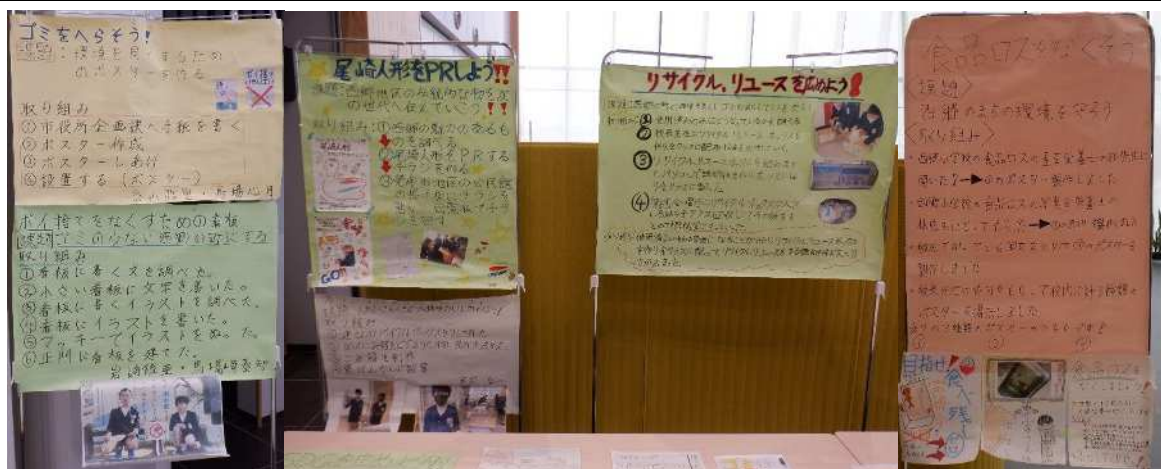
つまり、ESD は持続可能な社会の創り手を育む教育です。



【文部科学省ホームページより】

5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

西郷小学校「E S D」児童研究作品展示（市役所）R3.4月



5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

☆施策の方向性☆

②環境教育・環境学習の推進

【市民の主な取り組み】

- ・ 家庭内で環境問題について話し合う機会を設け、環境の大切さを認識します。
- ・ 積極的に環境関連の活動や講演会への参加、テレビ番組の視聴を行います。
- ・ 子どもたちにクリーン作戦の参加を勧めます。
- ・ 通勤通学中のちょこっとごみ拾い活動や、ごみ拾いも兼ねた散歩（犬の散歩）、ランニングと一緒にごみ拾いをするプロギングなどにより、地域美化活動の一役を担います。

※プロギング：ごみ拾い(PlockaUp)とジョギング(Jogging)を掛け合わせたスウェーデン発祥のスポーツ。

【事業者の主な取り組み】

- ・ 環境保全活動や環境関連の講演会などへ積極的に参加するとともに、環境の取り組みに関する情報発信に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・ 各地区に快適環境推進員を設置し、研修会等を通じて地域における環境に関するリーダーの育成を図ります。
- ・ 研修会等を開催し、市民の環境に関する意識啓発を行います。
- ・ 学校で行われている環境学習について、助言や助力を行います。
- ・ ESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。
- ・ 環境関連の情報収集を行い、市報やホームページなどでの発信に努めます。

○進捗指標と数値目標

進捗指標	前回/H20	現状/R1	目標/R12
環境学習に参加する市民の数	200 人	143 人	200 人



クリーン作戦のようす



5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

②1地域協働の環境保全活動の推進

【市民の主な取り組み】

- ・美化活動に参加者が増えるよう声掛けなどを密にし、地域コミュニティの強化に努めます。
- ・クリーン作戦へ積極的に参加し、地域の環境美化に努めます。
- ・普段から地区の行事に参加してコミュニケーションをとり、話しやすい環境を作るようにします。
- ・区長や役員と快適環境推進委員の連携を密にし、円滑な一斉清掃の運営に努めます。

【事業者の主な取り組み】

- ・従業員への環境教育の実践や、環境に関する研修会等への参加を推奨します。
- ・地域環境美化に関する取り組みについて、事業所としての支援を検討します。
- ・事業所及び管理地の周辺などについて、適正な環境管理に努めます。

【行政の主な取り組み】

- ・環境美化のためにボランティアや地区が行う清掃活動について支援を行います。
- ・SDGsの取り組みについて、市民や事業所への周知を行います。

○進捗指標と数値目標

進捗指標	前回/H20	現状/R1	目標/R12
①クリーン作戦参加者数(春秋計)	17,024 人	14,229 人	12,700 人
②指標時点5月末人口	33,692 人	31,637 人	29,547 人
③参加割合(①参加者数÷②人口)	50.53%	44.98%	43.00%



市民アンケート調査結果

実施期間：令和2年6月19日～6月29日

発送数：1,500人

回答数：529人

回答率：35.3%

性別	
男性	259
女性	270
無回答	0

地区	
神埼町	317
千代田町	177
脊振町	32
無回答	3

年齢	
20～29歳	36
30～39歳	59
40～49歳	68
50～59歳	104
60～69歳	137
70歳以上	124
無回答	1

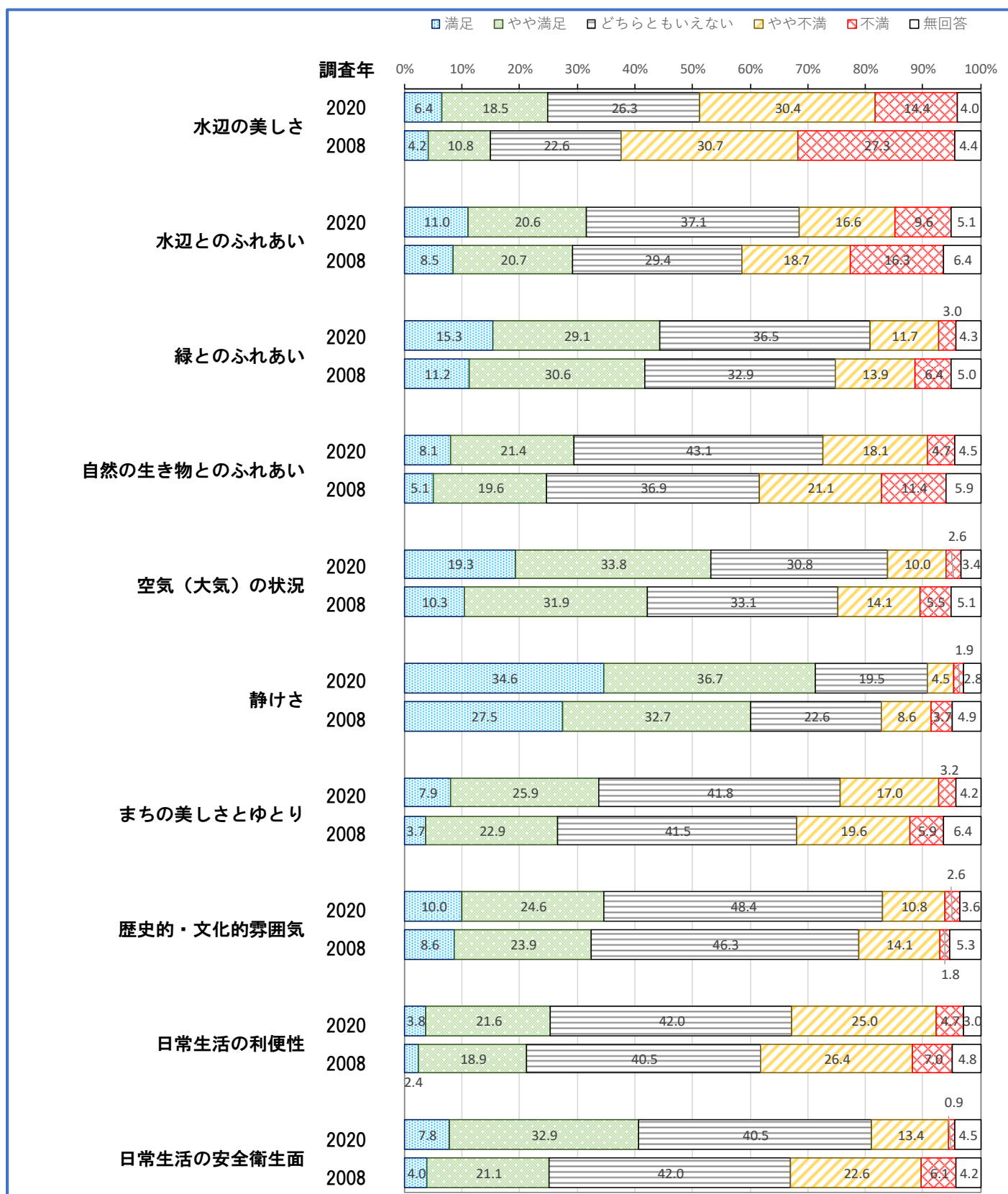
居住環境	
古くからの住宅地	156
新興住宅地	55
新・旧混在住宅地	150
商店街	3
住宅商店工場混在	7
農業集落	146
その他	10
無回答	2

世帯構成人数	
1人	40
2人	159
3人	131
4人	97
5人	59
6人以上	39
無回答	4

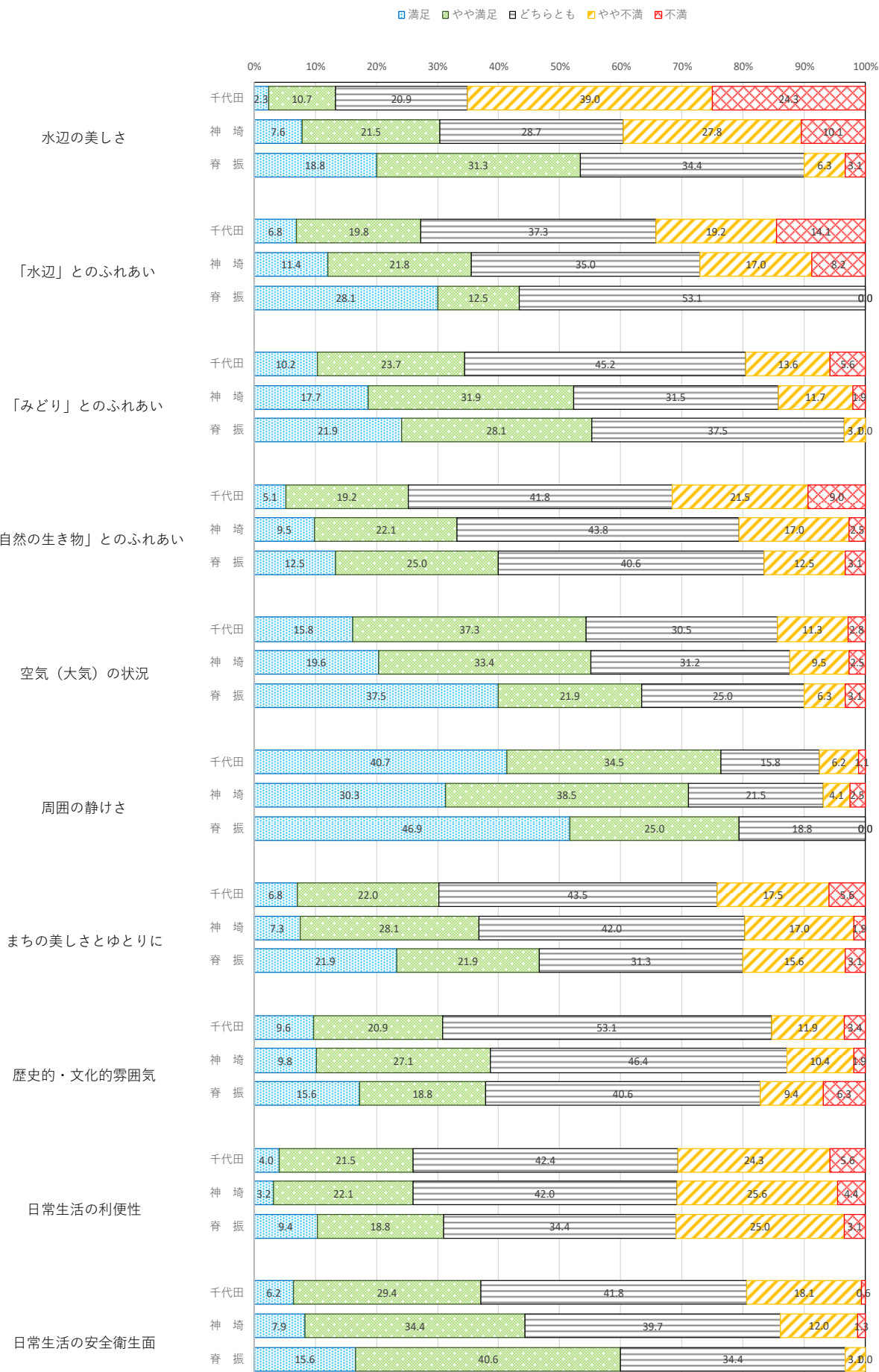
居住年数	
3年未満	45
3～5年	23
6～10年	37
11～20年	99
21～30年	103
30年以上	221
無回答	1

1. 身近な環境(あなたのお住まいの周辺環境)

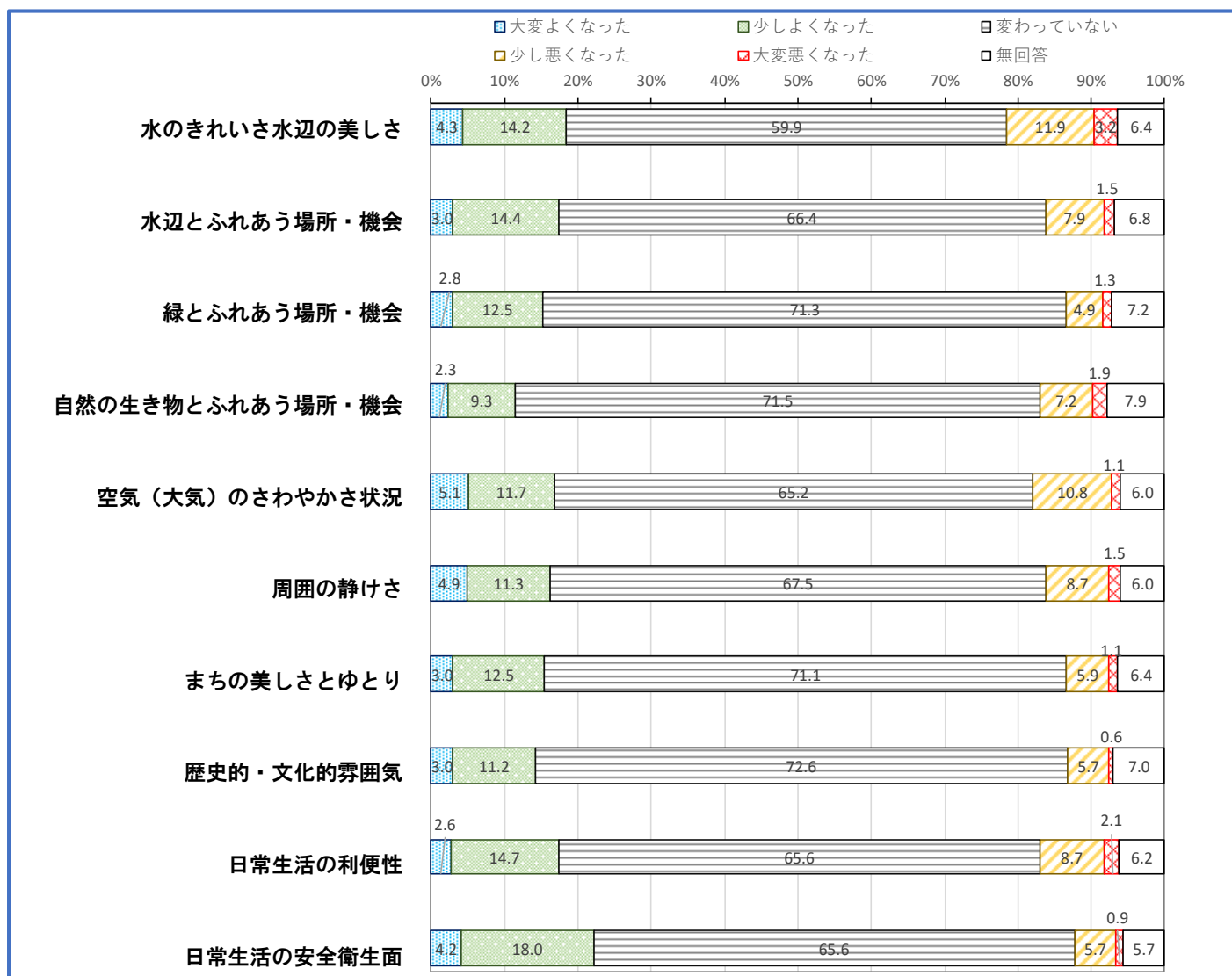
①-1 日常生活の安全衛生面について、どのように感じていますか。



①-2 日常生活の安全衛生面について、どのように感じていますか。(2020・町毎の結果)

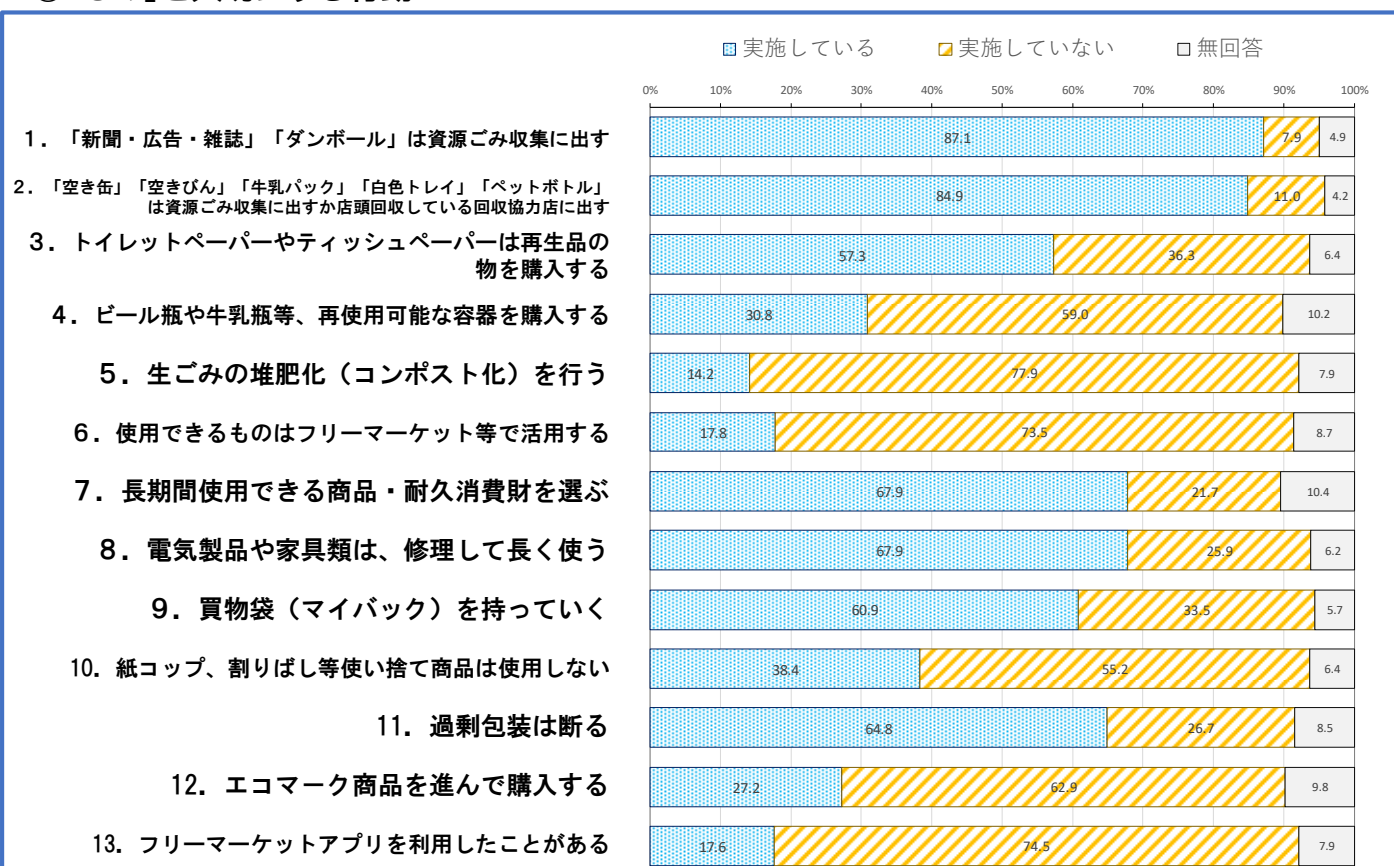


②近年(ここ4、5年)どのように変化していると感じですか？

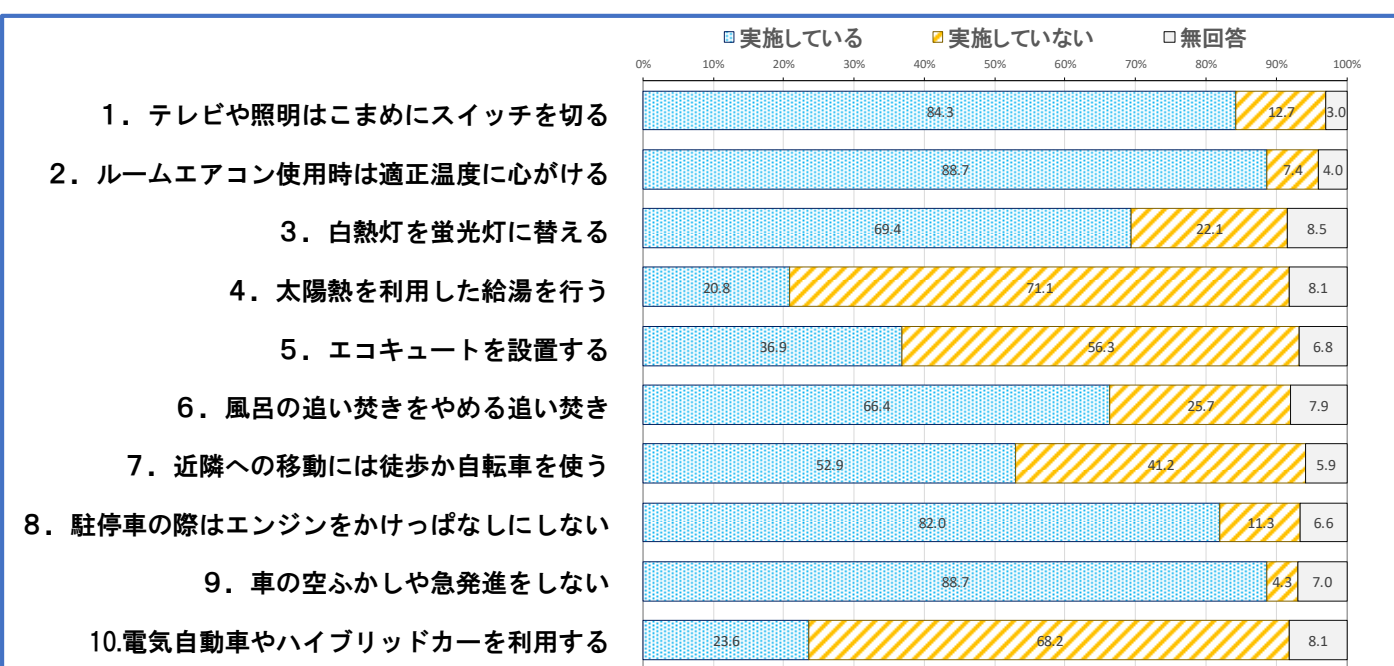


2.お住まいの周辺環境を良くしたり、快適にするために必要な行動の実践状況

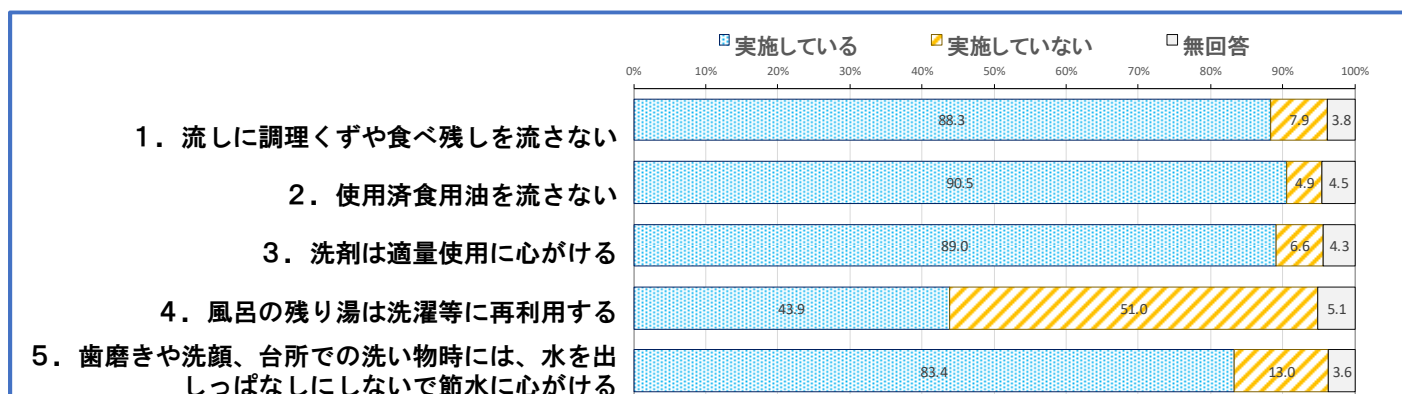
①「もの」を大切に作る行動



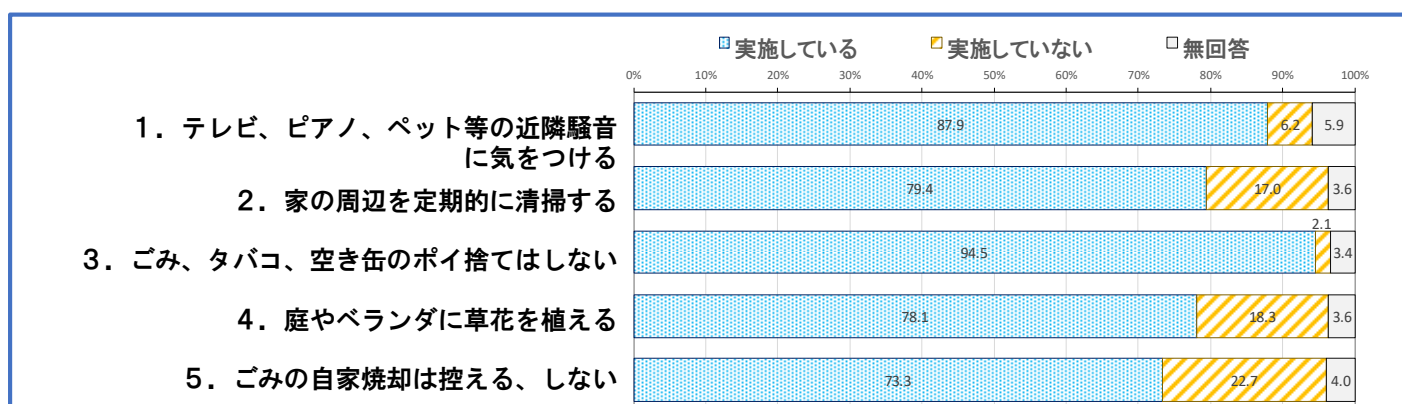
②「エネルギー」を大切に作る行動



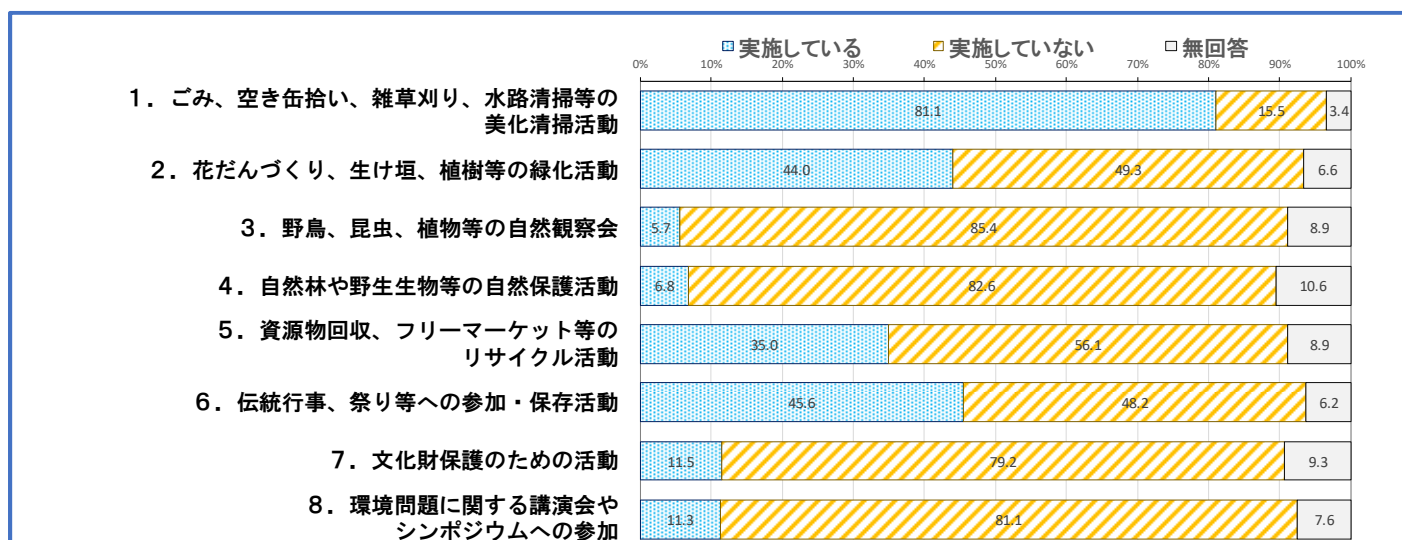
③「水」を大切に作る行動



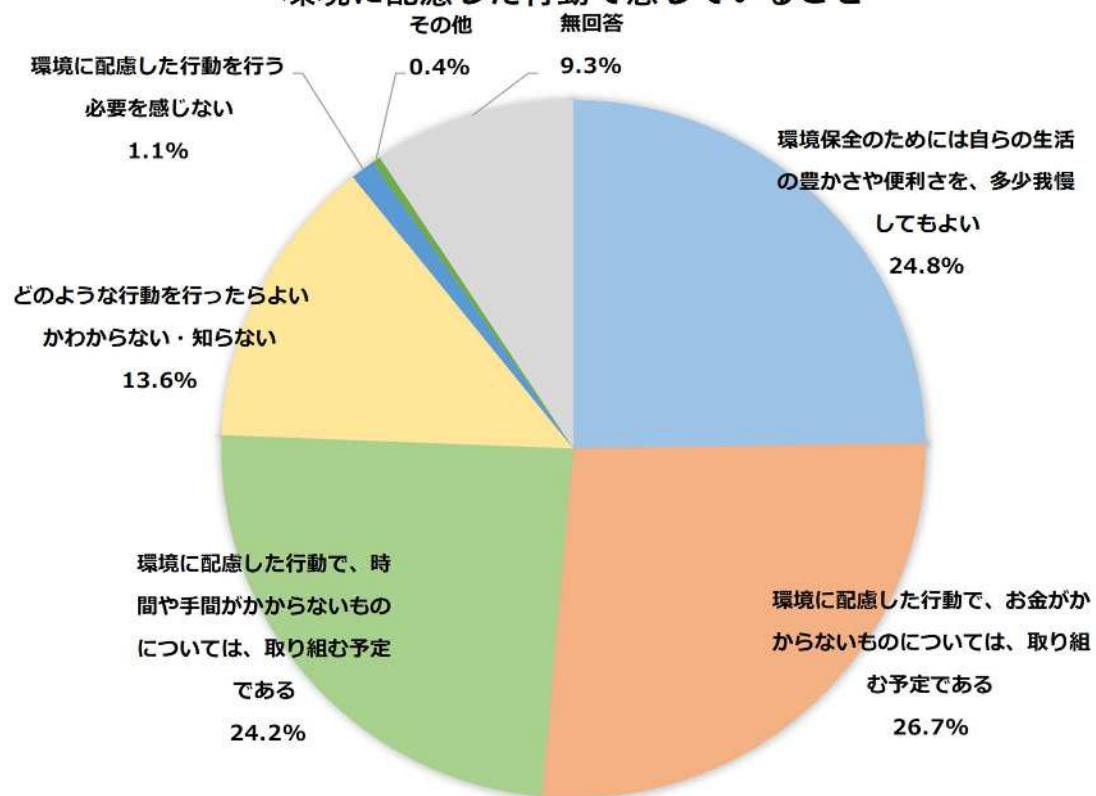
④「近隣」に配慮した行動や、「周辺環境」を大切に作る行動



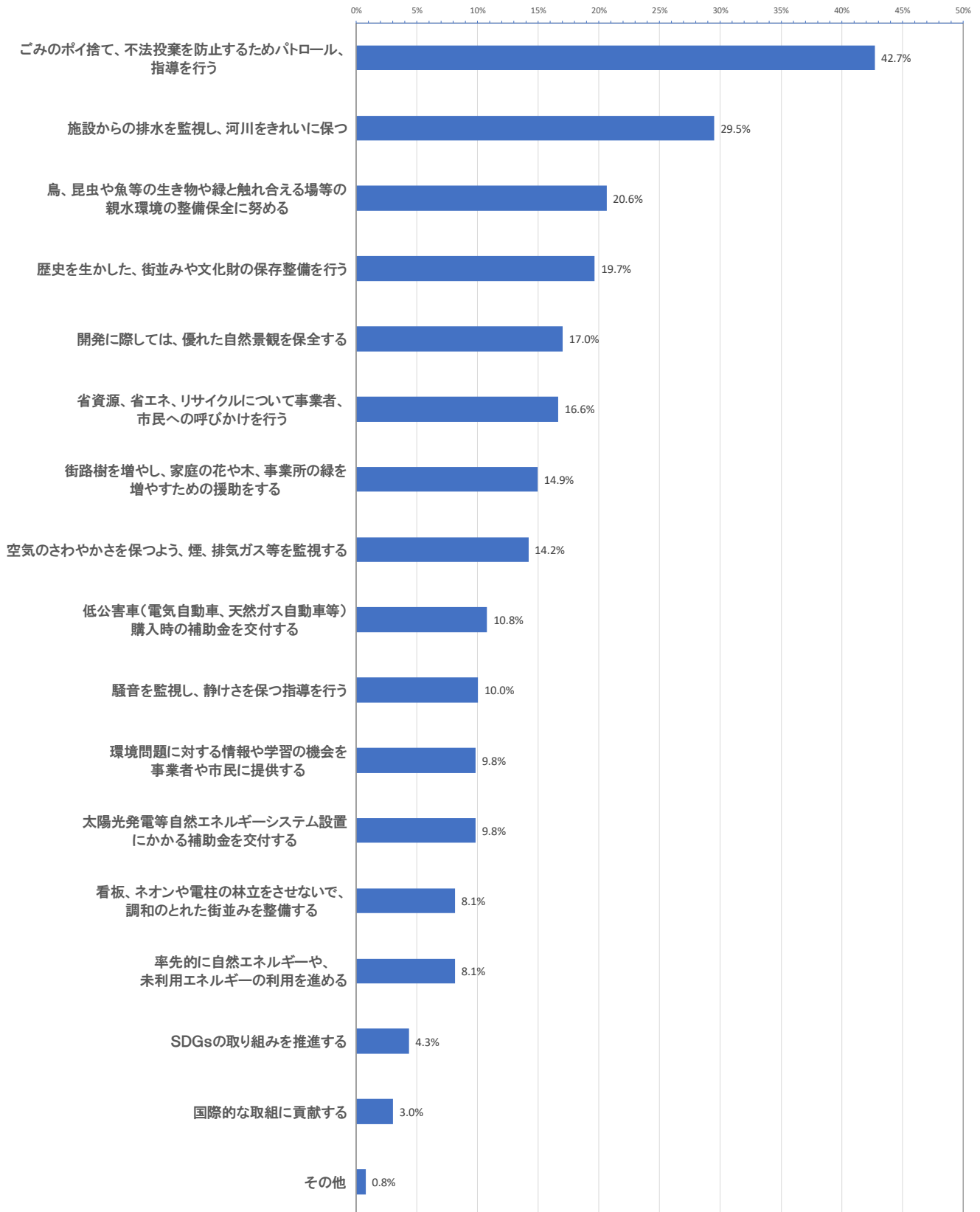
⑤地域活動に「参加」する行動



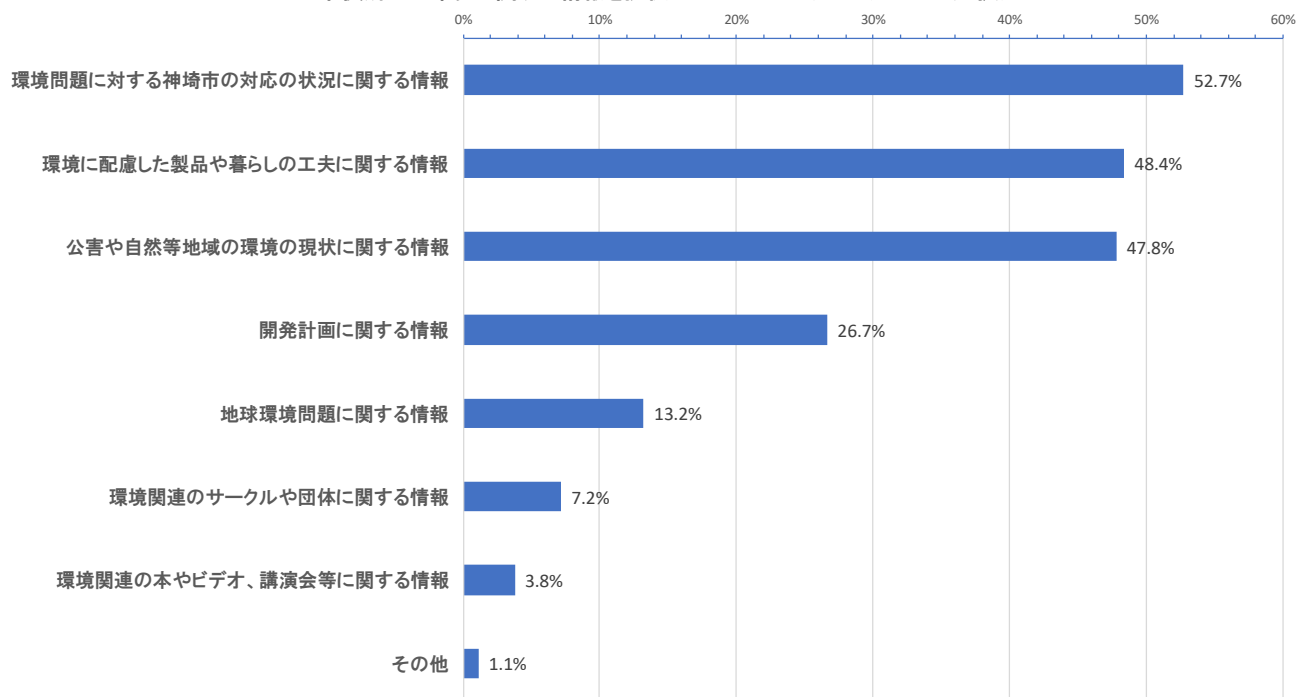
環境に配慮した行動で感じていること



行政が取り組むべきこととして、優先すべきと思われるもの(3つまで選択)



市役所から環境に関する情報を提供してほしいと思うもの(3つまで選択)

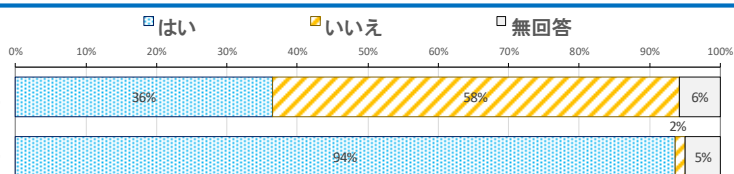


プラスチックの利用について

①認知調査

プラスチックスマートキャンペーンのことを知っている

エコバック活動のことを知っている

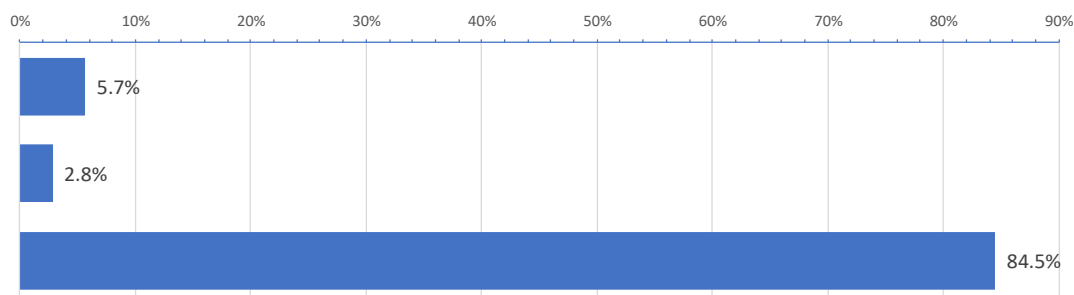


②実態調査 プラスチックスマートキャンペーンに参加したことがあるか

1 ある(個人・消費者として)

2 ある(職場など組織として)

3 ない



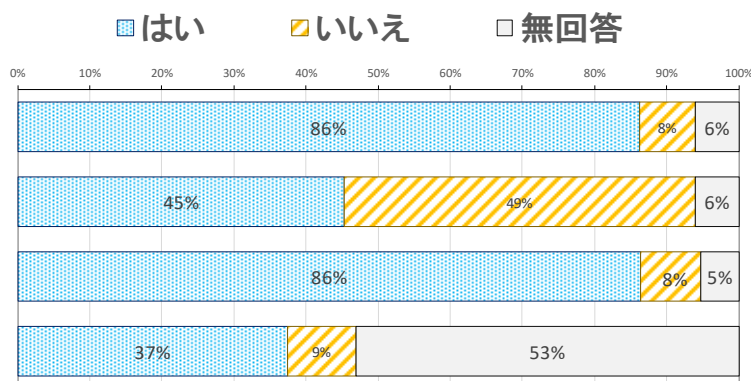
③意識調査

レジ袋が有料化されたら使用を控えますか？

普段からレジ袋の使用を断るようにしていますか？

エコバックを使いたいと思っていますか？
(または既に使っていますか？)

プラスチック製ストローの使用を
控えようと思いますか？

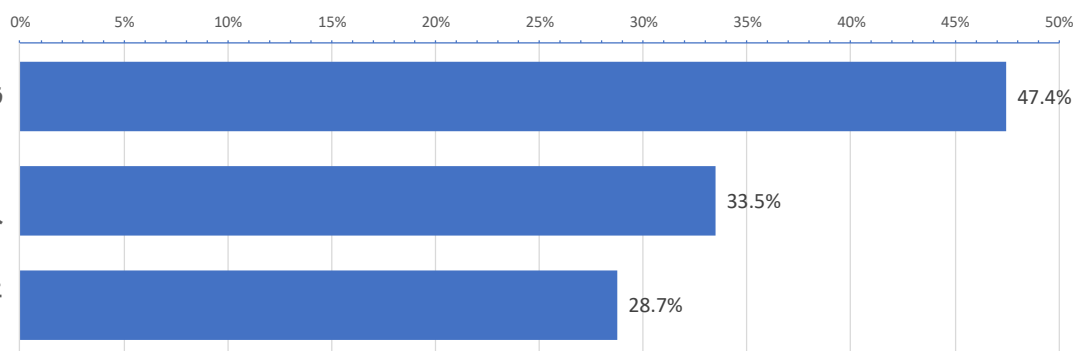


④意識調査 どうすればエコバッグを使う人がさらに増えると思いますか？

普及啓発活動を行う

エコバッグ使用
ポイント制度の導入

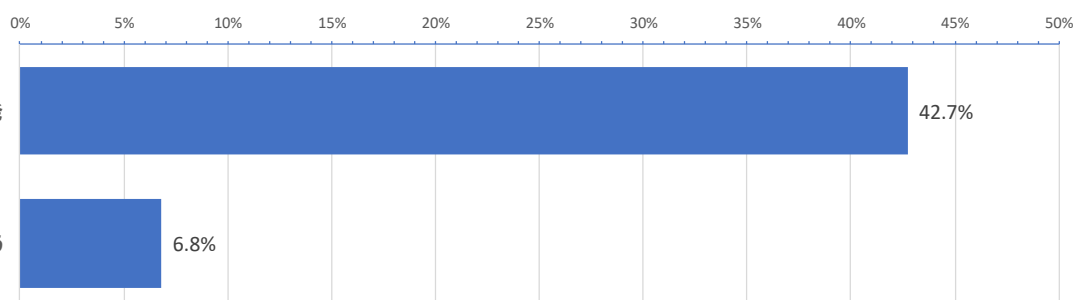
エコバッグを希望者に
無料配布する



⑤意識調査 どうすればプラスチック製品の使用量を減らすことができますか？

代替製品の開発

普及啓発活動を行う



事業所アンケート調査結果

実施期間：令和2年6月10日～6月19日

発送数：170事業所

回答数：71事業所

回答率：41.8%

事業所所在地	
神埼町	45
千代田町	18
脊振町	6
無回答	2

従業員数	
10人未満	24
10～49人	31
50～99人	10
100～299人	4
無回答	2

営業年数	
1年未満	1
1～9年	4
10～29年	19
30～49年	20
50年以上	25
無回答	2

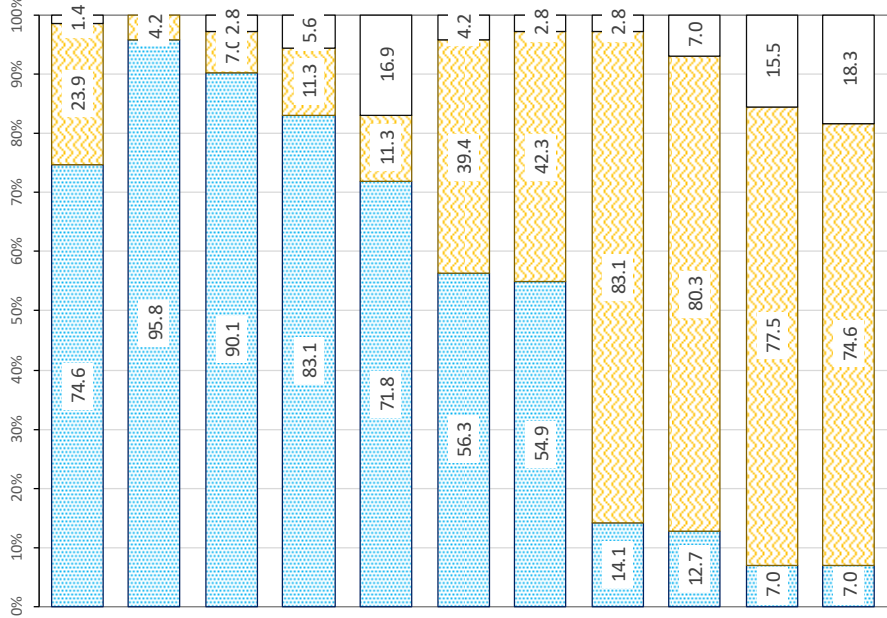
業種	
農林水産業	2
建設業・鉱業	11
製造業	18
電気・ガス供給業	1
運輸・通信業	1
卸売・小売業・飲食店	8
金融・保険業	0
不動産業	1
サービス業	11
その他	13
無回答	5

公害関係施設設置	
大気・悪臭	2
水質	6
騒音・振動	2
廃棄物	2
設置なし	50
不明	4
無回答	5

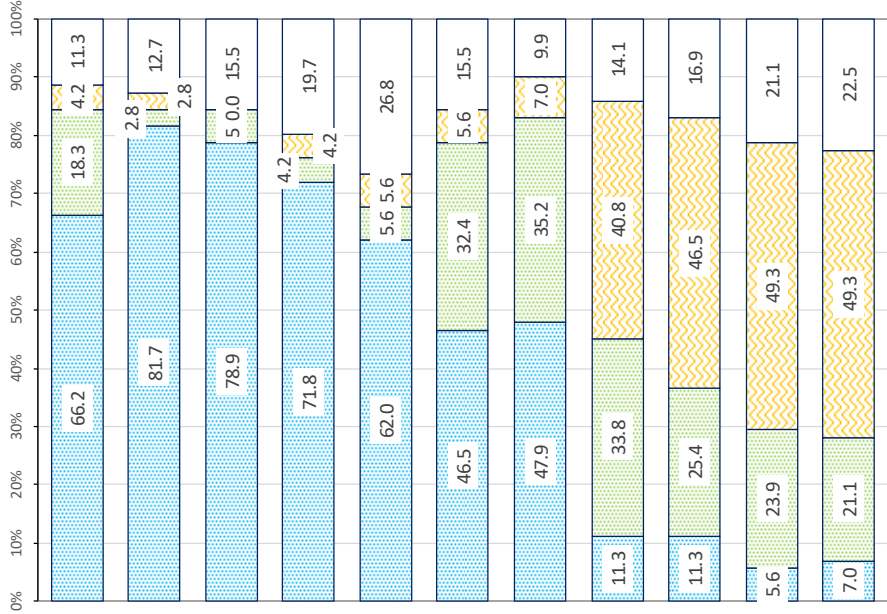
1 省エネルギー、省資源対策、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル等に対する取り組み

①省エネルギー対策について

■ 実施している
■ 実施していない
□ 無回答



■ 今後も引き続き取り組み予定
■ 今後は取り組み予定
■ 今後とも取り組み予定はない
□ 無回答



②省資源対策について

1. グリーン購入（環境へのできるだけ小さいものを優先して購入すること）を行う。

2. 使い捨て製品（紙コップ、割りばし等）の購入、使用を抑制する。

3. できるだけ、両面印刷、両面コピー、ミズプリントの裏紙再利用を行う。

4. 会議等における資料を簡素化する。

5. 製品の小型化等により、資源使用量の減量化を図る。

6. 製品の長寿命化を図る。

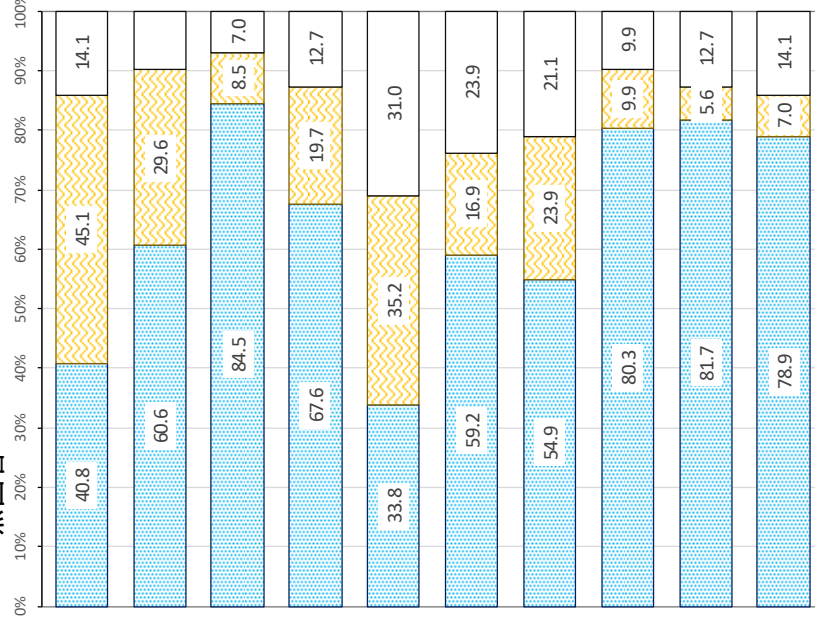
7. 修理部品はできるだけ長期的に確保する。

8. 機械は定期点検し、長く使用する。

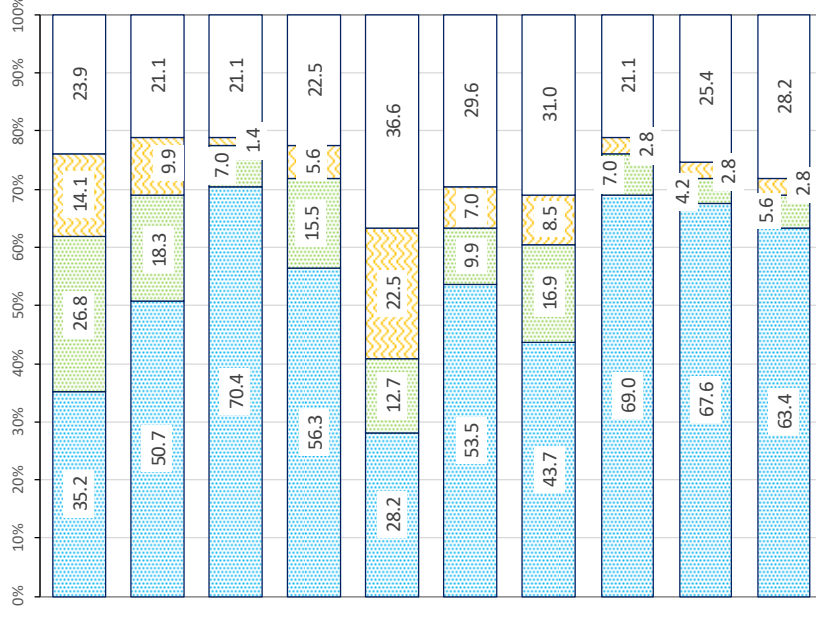
9. 原材料は最後まで使い切る。

10. 動力をかけっ放しにしないようにする。

■ 実施している
■ 実施していない
□ 無回答

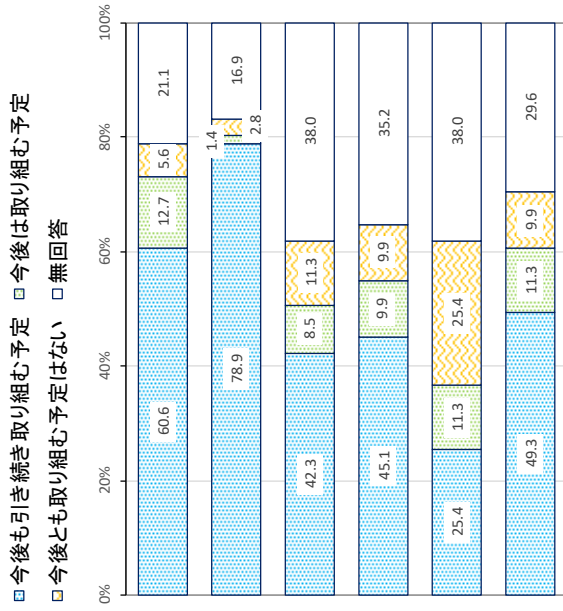
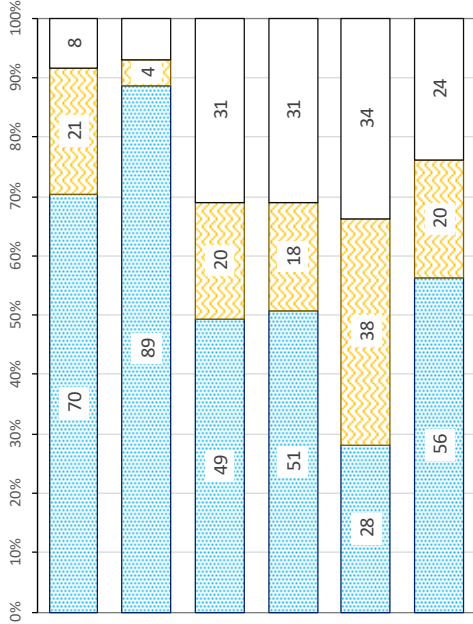


■ 今後も引き続き取り組み予定
■ 今後は取り組み予定
■ 今後とも取り組み予定はない
□ 無回答



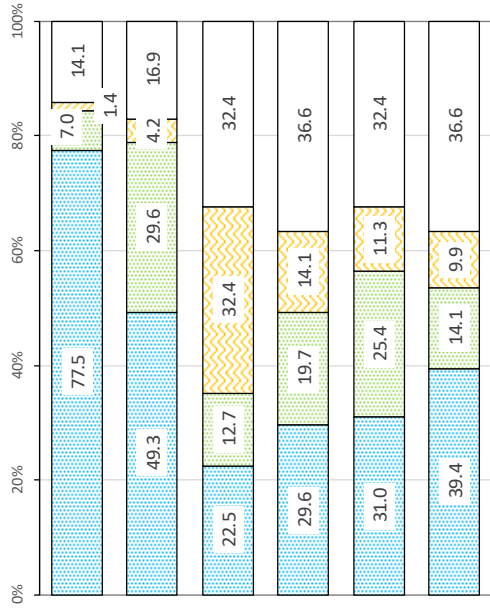
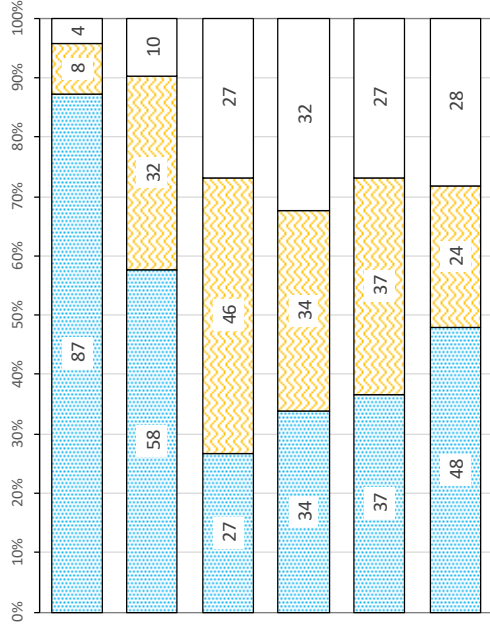
③廃棄物の発生抑制について

■ 実施している ■ 実施していない
□ 無回答



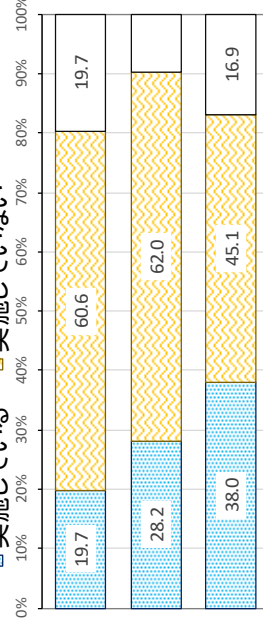
④廃棄物の発生抑制について

1. 再生紙(コピー用紙、トイレットペーパー等)を利用する
2. エコマーク商品を利用する。
3. 生産工程から発生する使用済みの紙、金属屑、廃液等については社内で回収、再利用するための設備を設置する等して、積極的に活用する。
4. リサイクルを考慮した製品設計、リサイクルしやすい材料の使用を行う。
5. できるだけ再生品の原材料を使用する。
6. 包装・梱包等の軽減、再利用に取り組む。



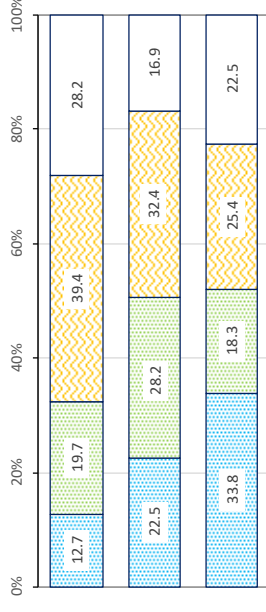
⑤水、緑について

■ 実施している ■ 実施していない



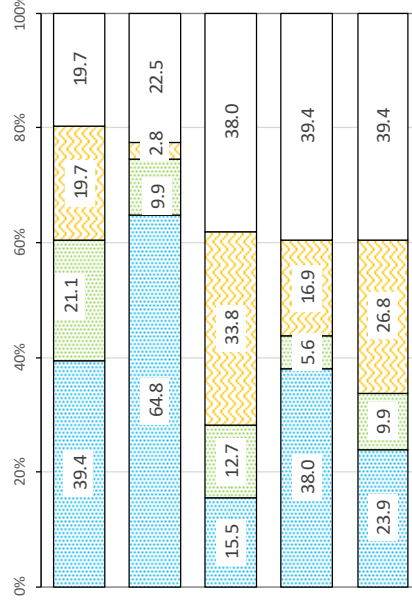
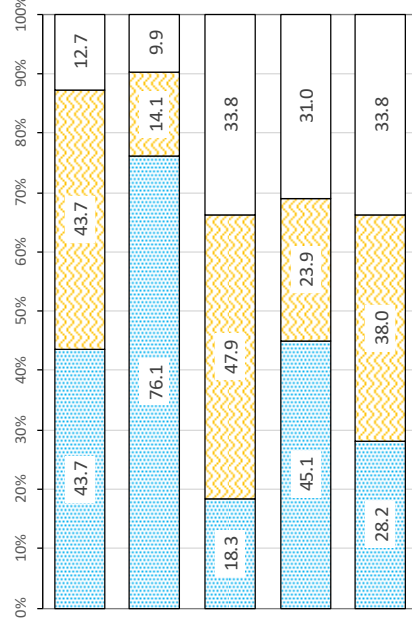
1. 排水の再利用システム等の節水対策を行う。
2. トイレに「水流し音」を発する装置をつけたり貯水タンクの貯水量を調整する等、トイレ用水の節約をする。
3. 敷地内、壁面、屋上等の緑化を積極的に行う。

■ 今後も引き続き取り組む予定 ■ 今後は取り組み予定
■ 今後とも取り組み予定はない ■ 無回答



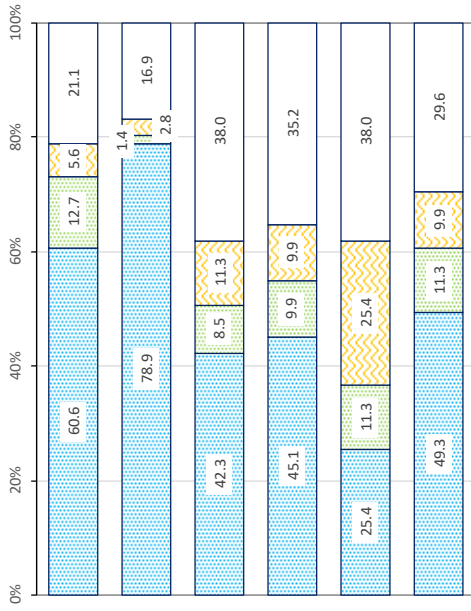
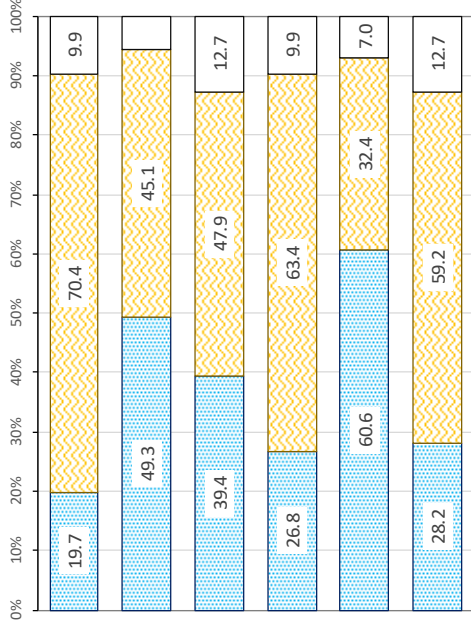
⑥製品等の輸送等について

1. 再生紙(コピー用紙、トイレットペーパー等)を利用する
2. エコマーク商品を利用する。
3. 生産工程から発生する使用済みの紙、金属屑、廃液等については社内で回収、再利用するための設備を設置する等して、積極的に活用する。
4. リサイクルを考慮した製品設計、リサイクルしやすい材料の使用を行う。
5. できるだけ再生品の原材料を使用する。



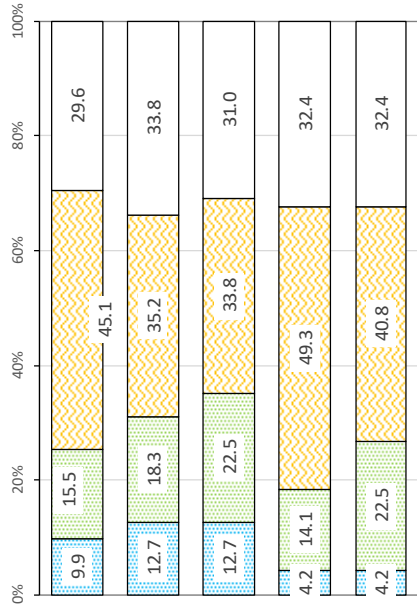
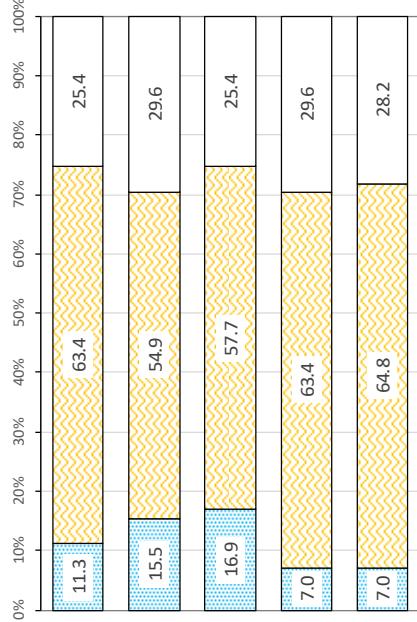
⑦地域社会の活動等について

■実施している ■実施していない
□無回答



1. 環境に関する基金・団体等の設置、または既存の基金、団体への支援を行う。
2. 地域ボランティア活動等に積極的に参加する。
3. 地域の環境保全活動に企業として参加、協力する。
4. 社員のボランティア活動に対して支援を行う。
5. 公園や道路の清掃等の地域活動に参加、協力する。
6. 消費者等に対し環境に関わる情報を提供する。

⑧製品に関わる環境配慮等について



1. 自社製品及び社外から購入する部品について、環境負荷を想定し、チェックリストを作成する。
2. 自社独自の環境保全型商品の製造又は開発に取り組む。
3. 事業所内において、環境に関する研究や活動を積極的に行う。
4. 研修生受け入れや環境保全技術の移転等、開発途上国の公害防止に協力する。
5. 積極的にライフサイクルアセスメント(LCA)※を実施する。

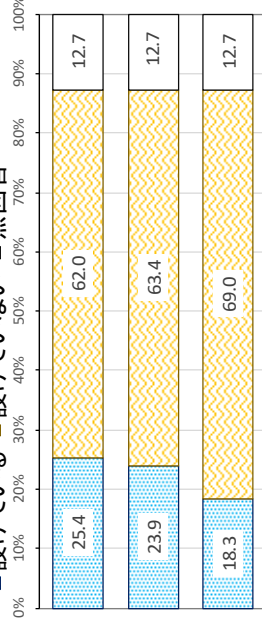
※ライフサイクルアセスメント:製品が製造→使用→廃棄または再利用されるまで、全ての段階における環境への影響を総合的に評価するもの。

2 事業所の環境保全組織体制について

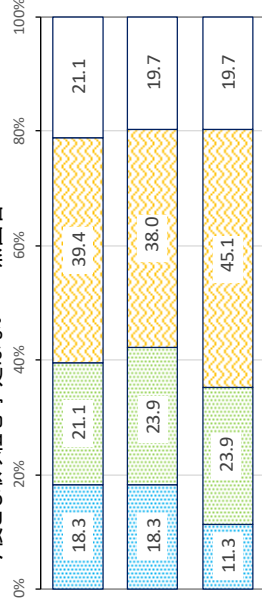
①環境配慮に関する計画や組織を設けていますか？

1. 組織または経営者が定め、文書にした環境配慮に関する経営方針
2. 環境配慮に関する具体的な目標や行動方法・指針等を文書にしたもの
3. 環境配慮に関する取組を推進するための環境問題担当部署を設置

■ 設けている □ 設けていない □ 無回答

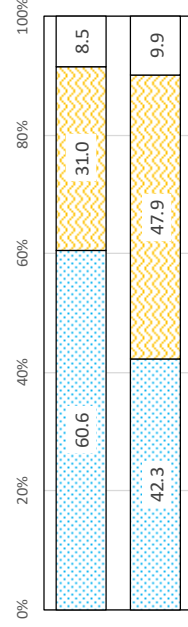


□ 今後とも引き継ぎ取り組む予定 □ 今後には取り組む予定
□ 今後とも取り組む予定はない □ 無回答



②ISO14001と環境活動評価プログラム(エコアクション21)

□ 既に実施している □ 実施する予定である
□ 実施の予定はないが興味はある □ 実施の予定はなく興味もない
□ 無回答



1. ISO14001規格

2. 環境活動評価プログラム(エコアクション21)の実施

収益と環境保全の関係

4. 企業は、収益にかかわらず 環境保全に努めてよい。 3%

5. その他 1%

6. 無回答 13%

1. 企業は、収益が悪化 しても環境保全に 努めなければならない。 17%

3. 企業は、収益が改善 されるならば環境保全に 努めてよい。 13%

2. 企業は、収益が悪化しない範囲で 環境保全に努めなければならない。 53%

社員教育の取り組み

1. 環境保全に関する特別な研修制度を設け、 省資源やリサイクル等の考えを徹底させている。

6%

2. 環境保全に関する対応を研修の中で取 り上げ、社員に対して省資源やリサイクル 等を呼びかけている。 15%

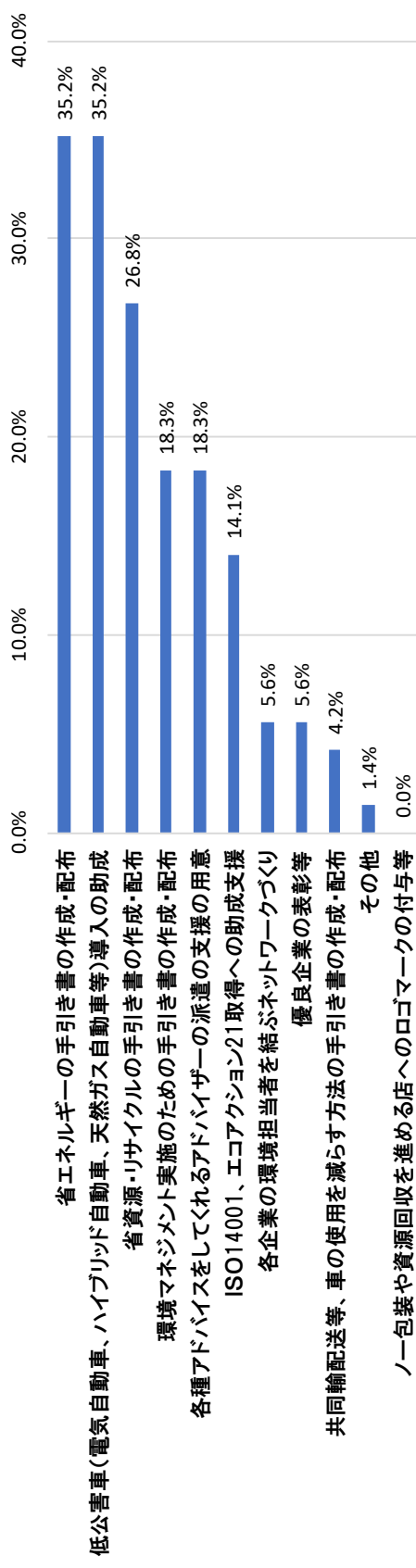
4. 特に環境保全に関する社員教 育は行っていない。 23%

3. 特に研修制度は設けていな いが、省資源やリサイクルにつ いて社員に呼びかけている。 44%

6. 無回答 11%

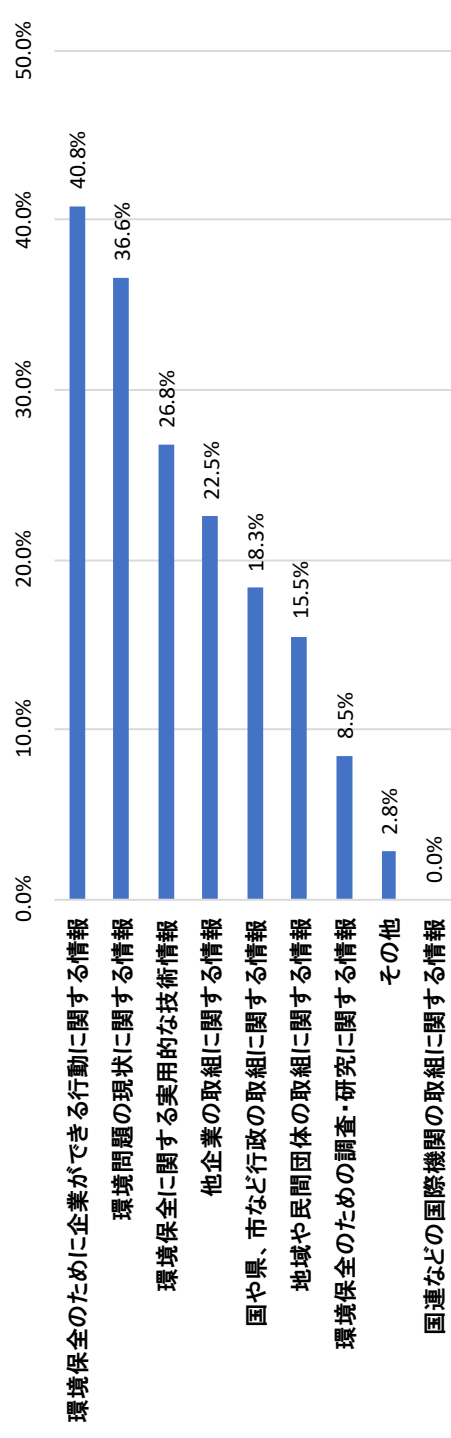
5. その他 1%

行政に期待する支援策



その他意見「企業担当者間の情報交流の場を設けてほしい。」

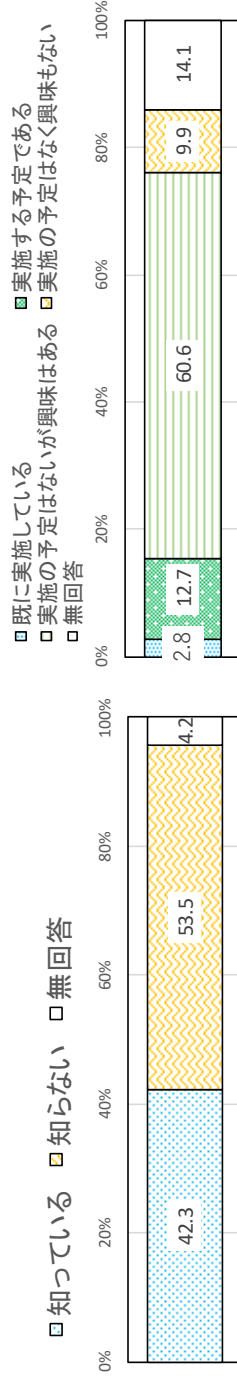
行政に期待する支援策



その他「国・県・市の環境保全に関する具体的な情報」「環境機器導入の補助金情報の提供。」

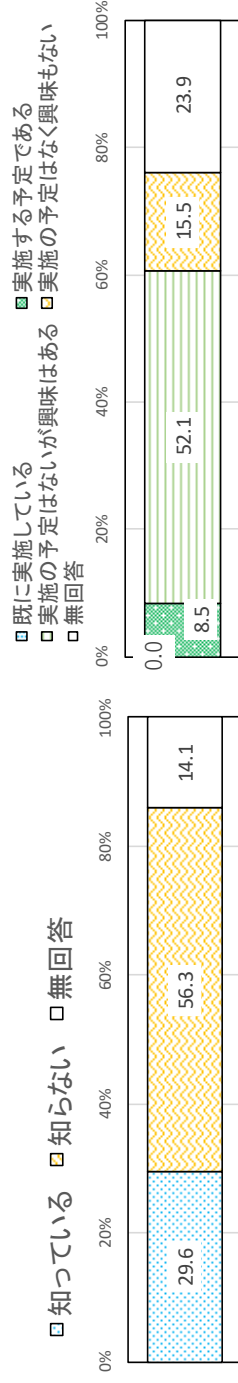
プラスチック・スマートについて

プラスチック・スマートに関する事



SDGsについて

SDGsに関する事



※既に実施している事業所は「0」

小学生アンケート調査結果

実施期間：令和2年5月29日～6月15日

対象者：市内の小学5年生

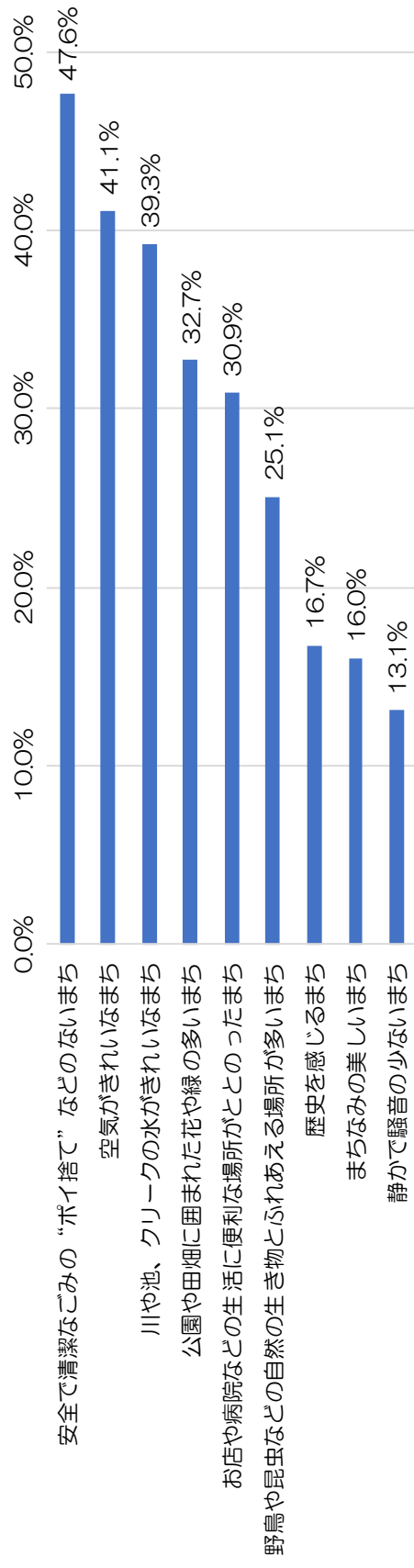
生徒数：281人

回答数：275人

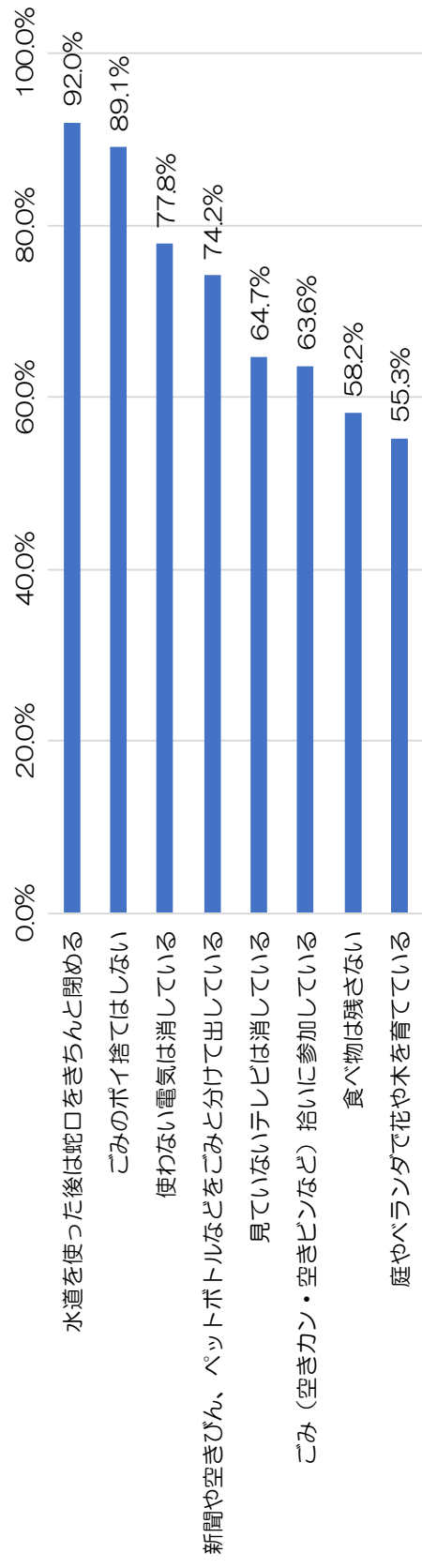
回答率：97.9%

	男	女	未記入	計
神埼小学校	49	41	0	90
西郷小学校	19	16	1	36
仁比山小学校	17	21	0	38
千代田東部小学校	7	7	0	14
千代田中部小学校	18	24	0	42
千代田西部小学校	25	16	0	41
腎振小学校	10	4	0	14
計	145	129	1	275

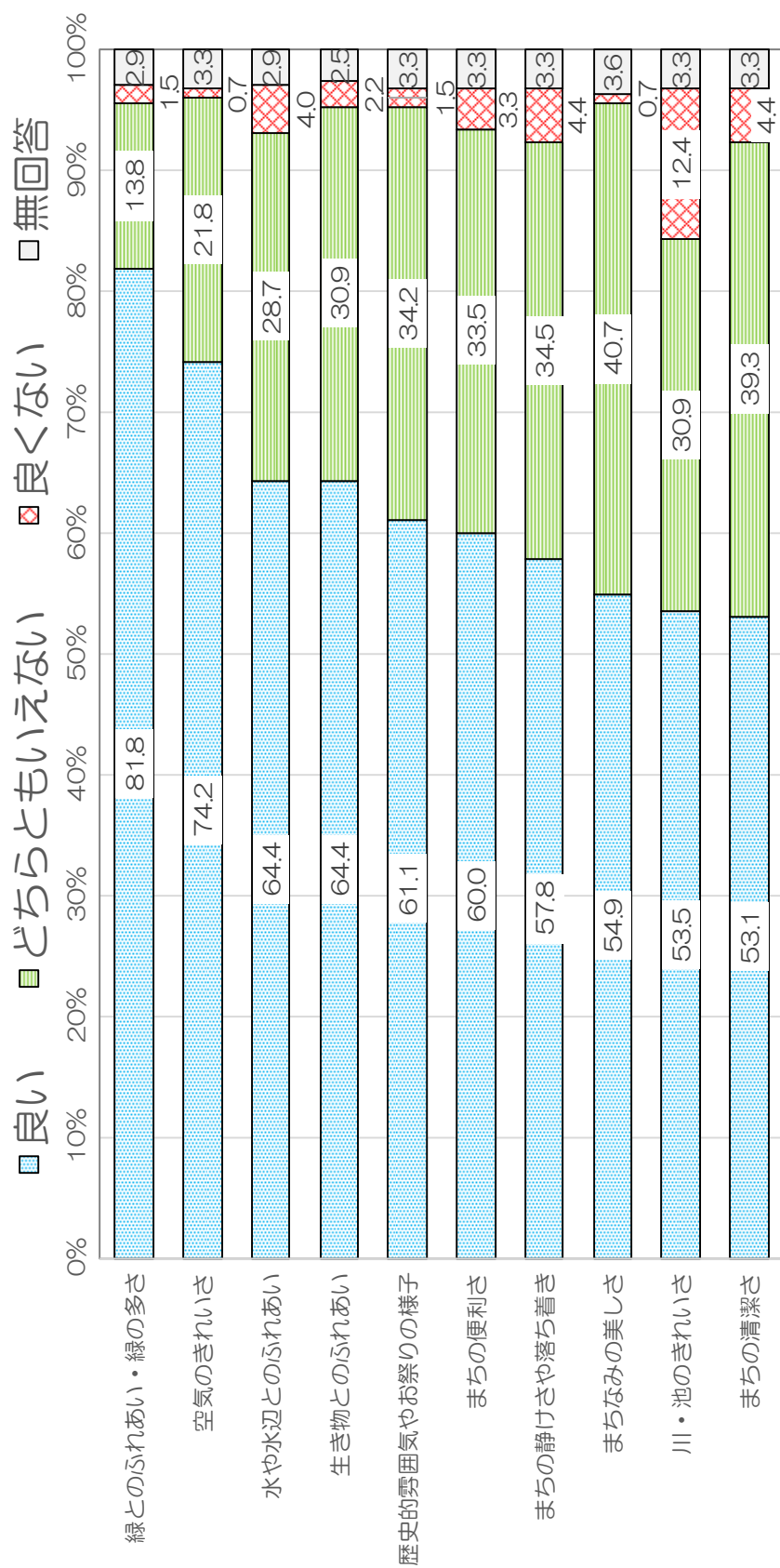
どんなまちだったらいなと思いますか



かんきょうを守るためにしていること



身近な環境の状況



(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、創造及び再生（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、環境の保全等に資する公益的活動を行う団体をいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、市民、市民団体及び事業者のそれぞれの役割に応じた責務のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。
 - 3 環境の保全等は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する社会の実現を目的として行われなければならない。
 - 4 地球環境の保全は、市、市民、市民団体及び事業者が自らの課題であることを認識し、その日常生活、事業活動及び公益的活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が行う環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、自らの環境の保全等に関する事業又は活動（以下「環境保全活動」という。）を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるとともに、市が行う環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が行う環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(各主体の連携)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、それぞれの役割の中で環境の保全等について、互いに公平かつ対等の立場で連携しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施については、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (4) 歴史的文化的な環境の保全等、地域の個性を生かした良好な居住空間の形成等により、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、平成18年神崎市条例185号で定める神崎市環境委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。

(施策の策定等にあたっての配慮)

第12条 市長は、市の施策を定め、又は実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境の保全等上の助言等)

第13条 市長は、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）に対し環境の保全等上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、市民等に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が行う環境保全活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的利用に努めるとともに、市民等による当該製品等の利用が促進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する教育、学習等）

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全等に関する広報活動の充実により、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、市民等が行う環境保全活動の促進並びに環境の保全等に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市長は、市域の環境の状況及び市が実施した環境の保全等に関する施策について、これを公表しなければならない。

（調査の実施）

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第20条 市は、地球環境の保全その他広域的な取り組みを必要とする施策の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

（推進体制の整備）

第21条 市は、市民等と協働し、環境の保全等に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境委員会委員名簿

組 織	職 名	氏 名
区長会	脊振町区長会 会長	森崎 三善
区長会	神埼町区長会 会長	宮島 大作
区長会	千代田町区長会 会長	船津 清
消費者グループ	神崎市消費者グループ協議会 会長	松尾 千恵子
脊振共同塵芥処理組合	脊振共同塵芥処理組合 事務局長	永渕 秀樹
三神地区環境事務組合	三神地区環境事務組合 事務局長	志岐 友宏
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課長	日迫 剛志

4 市民意見提出手続き

以下のとおり、本計画へのパブリックコメントを募集しました。

○対象者

- ・市内に住所を有する者、市内に事務所または事業所を有する個人法人その他の団体、市内に存する事務所・事業所に勤務、または学校に在学する者
- ・第2次神崎市環境基本計画に利害関係者を有すると認められる者

○募集期間

- ・令和3年5月11日から5月21日まで

○寄せられた意見

- ・意見はありませんでした

5 計画策定の経過

年 月 日		会議名等	内 容
2020 年 (令和2年)	5月29日 ～6月15日	小学生アンケート調査	市内全小学校の5年生を対象
	6月10日 ～6月15日	事業者アンケート調査	市内 170 事業所を対象
	6月19日 ～6月29日	市民アンケート調査	市内の成人 1,500 名を対象
2021 年 (令和3年)	4月26日	神崎市環境委員会	基本計画（案）説明・意見依頼
	5月11日 ～5月21日	パブリックコメント実施	パブリックコメント
	6月23日 ～6月25日	神崎市環境委員会	委員意見対応と計画最終案について書面による意見聴取

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

